定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果 一第12回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—

公益社団法人日本監査役協会は、平成23年7月21日から8月10日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員5,764社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数3,607社(うち上場会社1,930社)、回答率62.6%。

本調査は、当協会が毎年実施しており、①定時株主総会(3月決算会社の場合、平成23年6月に開催された定時株主総会)前後の役員構成の変化、②定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査の状況、③監査役(会)の日常監査の状況等について調べるものである。今回は具体的な監査活動実態に関する質問を中心に追加した。

総括

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

1. 執行部門の体制

- ・取締役の総数は全体で 7.84 人(前回 7.94 人)となり、取締役の総数が 10 人以下の会社は 82.1%と引き続き 約8割を占めている(間 1-4)。
- ・社外取締役を選任している会社は、1.4ポイント増加し前回同様約6割(59.7%)であった。また上場会社では 2.4 ポイント増加し過半数(51.0%)が社外取締役を選任しており、より独立した視点から経営の監督を行おう とする姿勢がうかがえる(問 1-4)。
- ・上場会社において証券取引所が規定する独立役員を届出ている会社は 98.0%と高い割合を占めた。その 内訳は社外監査役が 1.53 人、社内取締役が 0.42 人と社外監査役が社外取締役の約 3.6 倍であった。(問 1-6)

2. 監査役の体制

- ・監査役総数(全体で 3.29 人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は約7割(67.7%)である(問 1-1)。
- ・社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」(22.8%)、「大株主の役職員」(11.1%)、「取引銀行の役職員」(6.5%)、「取引先の役職員」(5.3%)といった独立性が比較的低いと言われているものが合計 45.7%となり、他方、「会社と無関係な会社の役職員」(14.2%)「公認会計士又は税理士」(14.4%)「弁護士」(15.4%)といった独立性が比較的高いと言われているものが全体で合わせて 44.0%となっている。特に上場会社では「公認会計士及び税理士」が 18.9%と総会前に比べて 0.7 ポイント増加(前回調査からは 1.2 ポイント増加)した(問 1-2)。
- ・監査役スタッフを設置する会社は約半数(47.0%)あった。スタッフ総数は 1.91 人(前回調査実施時から 0.05 人減)とやや減少し、専属スタッフも 0.65 人(前回調査実施時から 0.08 人減)であった。一方、大会社以外の会社ではスタッフの設置率が 31.0%と 3 割を超え(前回調査から 3.4 ポイント増加)、前進傾向が見られる。 (問 1-8)
- ・他部署と兼務している監査役スタッフの兼務先としては、内部監査部門系との兼務が 47.4%と最も多くなっている(問 1-9)。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

- 1. 監査役選任議案の決定プロセスへの関与状況
- ・「社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 4.0%、「社外監査役候補者について、監査役 (会)が提案した」は 5.6%、「執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を 選定した」は 3.6%といずれも少数にとどまった。(問 2-2)。
- ・選任同意の理由としては、「会社の状況に通じているから」が最も多く、全体で 57.9%、上場会社では 60.1% と約 6 割に達している。次に多いのは「会計・財務に関する知見を有するから」であり、全体で 45.0%、また全ての会社形態において 4 割を超えている。会社法により財務及び会計の知見に関する記載が要請されたことが影響したものと思われる。また IFRS 等、会計システムが複雑化していることに対応しうる人材が監査役に選任されていることがうかがえる(間 2-3)。

2. 任期途中における監査役の辞任の有無とその理由

・任期途中で辞任した監査役がいた会社は 44.9%に達した。その主な理由として「役職定年等、社内の規定によるもの」(20.7%)や「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」(25.5%)が合わせて 46.2%を占めた(問 3-2、問 3-3)。

3. 事業報告作成への監査役の関与、及び「財務及び会計に関する知見を有する者」の記載について

- ・77.6%の会社において、事業報告作成にあたり、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場が設けられている(問 4-1)。
- ・事業報告に「財務・会計に関する知見を有する者」について記載した会社は69.6%(前回調査から2.4ポイント増)であった。知見者として記載されたのは非常勤社外監査役(64.2%)が最も多く、「常勤」監査役を記載した会社は約3割にとどまった。また、知見者の経歴としては「公認会計士や税理士等会計に関する有資格者」が39.1%と最も多かった(間4-2、4-3)。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議

- ・内部統制システムに係る取締役会決議について見直しの決議を行った会社は22.7%(前回調査から4.2 ポイント減)であったが、改めて見直し決議を必要とする会社が減少したものと思われる。一方、「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」会社は約2 ポイント増加し、36.5%となった(問5-1)。
- ・見直しの契機については、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で 57.6%と最も多いものの、「監査役の要請に基づいて見直した」(13.1%)、「監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(29.3%)が合わせて 4 割以上(42.4%)あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしていることがうかがえる(問 5-3)。
- ・内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「記載されていない」が全体で34.8%と最も多いものの、「十分に記載されている」(32.3%)、「ある程度記載されている」(32.9%)を合わせると65.2%となり、過半数の会社で一定程度の記載がなされていることがうかがえる(問5-4)。

5. 監査役会監査報告の作成について

- ・監査報告の作成に当たっては「社外監査役を含め、全ての監査役間で調整を行った」会社が多数を占めた (84.8%)(問 6-3)。
- ・監査報告作成のための審議の回数は1回が最も多く(49.0%)、法律上「1回以上」と規定されている(会社法施行規則130条3項)が、2回(32.7%)、3回以上(18.3%)という会社もあった(問6-2)。

- 6. 決算短信・有価証券報告書の監査実施状況、及び有価証券報告書の提出時期
- ・決算短信については 70.2%の会社で、有価証券報告書については 70.9%の会社で監査が実施されている (問 7-3、問 8-5)。
- ・「1.定時総会日より前に提出した」は全体で 12 社(0.6%)であり、「2. 定時株主総会の終了後に提出した」が 全体で 99.4%と大多数を占めている。そのうち、定時株主総会の「2. 6 日~10 日前」が 50.0%(6 社)と最も 多く、次いで「1. 1日~5 日前」が 41.7%(5 社)であった。また、「3. 11 日以上前」が 1 社あった。(問 8-3、問 8-4)

Ⅲ 監査役(会)の日常監査について

1. 監査役の取締役会での発言について

- ・85.7%の会社が「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」と回答し、監査役が取締役会において積極的に発言している様子がうかがえる(問10-1)。取締役である監査委員の場合、全ての会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」(「第12回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問13-1)ことと比較するとやや数値は少ないものの、監査役もほぼ監査委員と同様に取締役会において発言していると読み取れる。また、発言の視点・観点については「リスク管理の視点」から発言するとした回答が87.0%と多数を占めた(問10-2)。その他、委員会設置会社との比較では、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が委員会設置会社では64.5%であったの対し、監査役設置会社では39.1%であった。また「株主に与える影響、株主利益の視点」は委員会設置会社で71.0%であったのに対し、監査役設置会社では33.4%、上場会社でも45.2%であった(「第12回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問13-2)。
- ・「取締役会の決定に監査役の意見が影響を与えたことがある」会社は24.3%、上場会社では29.3%とほぼ3割であったが、決定に影響を与えることがなかった場合でも、日常のコミュニケーションが十分であるため決定に影響が与えることがなかった(28.4%)及び指摘は真摯に受け止められている会社(26.8%)が合わせて55.2%あり、監査役が十分に機能していることがわかる。(間10-5)。

2. 個別事象に対する監査役の対応

・将来会社において重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査役の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」(39.5%)、あるいは「関係する取締役から事情を聞いた」(40.6%)等情報収集に努めるものが多い。(問 10-6)。

3. 会計監査人との関係

- ・会計監査人の報酬額の同意に際しては 94.7%の会社で担当取締役等執行部門から監査役に事前の情報 提供があった(問 11-2)。また、会計監査人から監査役に事前に情報提供がなされた会社は増加傾向にある ものの、64.7%(3.1 ポイント増)にとどまった(問 11-4)。
- ・会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの「最初の」情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が10.9%と微減(昨年比1.3 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が27.4%と微増(昨年比0.7 ポイント増)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が29.1%と微増(昨年比2.0 ポイント増)し、「担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が32.5%と微減(昨年比1.2 ポイント減)となった。わずかではあるが、担当取締役等からの情報提供時期の早期化がみられる。しかしながら、昨年調査よりは若干減少したものの「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く、会計監査人の報酬に関して、監査役のより積極的な関与が望まれる(問11-3)。
- ・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が

14.1%と微減(昨年比 1.4 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が 26.6%と微減(昨年比 1.5 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 28.2%と微増(昨年比 2.6 ポイント増)しており、わずかながら、会計監査人からの情報提供時期の後退がみられる。また、依然として「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く約3割(31.0%)を占めており、会計監査人の報酬同意に関し、監査役のより積極的な関与が望まれる(問 11-5)。

- ・新たに会計監査人を選任する場合、監査役が何らかの形で会計監査人の候補者(監査法人等)を提案した会社は全体で1割以下にとどまった(7.7%)(問 11-9)。
- ・会計監査人の再任に際しては、法律上、監査役会に同意は求められていないものの監査役会が口頭または 書面により同意している会社は約7割(70.4%)あった(問 11-11)。

4. 監査役の監査環境について

- ・監査環境の整備について、ほとんどの会社(94.2%)で執行部門から一定の理解は得られている(問 13-1)。
- ・監査役への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が 5.6 ポイント増加し 50.9%と 半数に達した。一方、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とは言えない」が 37.2%あり、運用面に おいて課題を感じている状況がうかがえる(問 13-2)。なお、委員会設置会社では「体制の構築も運用も十分 になされている」が 77.4%を占め、監査役と監査委員会の間で大きな差が生じている(「第 12 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 16)。

調査概要

対 象 当協会会員(法人及び個人)のうち監査役設置会社(5,764社)

方 法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期 間 平成23年7月21日から8月10日(21日間)

回答数 有効回答数 3,607 社(回答率 62.6%)

会社法上の会	社規模別	上場別(上場 1,930 社、非	上場 1,677 社)	決算期	胡別
大会社	2,925 社	東証一部上場	1,103 社	3月決算	2,822 社
大会社以外	655 社	東証二部上場	225 社	12 月決算	291 社
その他	27 社	その他上場	602 社	2月決算	150 社
		非上場	1,677 社	その他	344 社

(注)「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら 27 社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会(6月総会会社の方は、平成23年6月に開催した定時株主総会)前後の状況についてご回答いただいた。

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

問1 役員等の構成

問 1-1 監査役数

		定時総会	前				定時総会	後			
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
四 △★	-<	3.30	3.53	2.34	3.75	2.79	3.29	3.51	2.34	3.75	2.76
監貨	E役総数(人)	(3.28)	(3.50)	(2.20)	(3.72)	(2.77)	(3.30)	(3.51)	(2.25)	(3.75)	(2.77)
	²¹⁴ ++1 4 1 1 1	0.95	1.03	0.61	1.14	0.73	0.95	1.03	0.61	1.14	0.73
	常勤社内(人)	(0.91)	(0.99)	(0.56)	(1.11)	(0.68)	(0.92)	(1.00)	(0.58)	(1.12)	(0.69)
	学#141.51 / I)	0.40	0.40	0.40	0.38	0.42	0.39	0.39	0.40	0.37	0.42
	常勤社外(人)	(0.42)	(0.43)	(0.39)	(0.39)	(0.45)	(0.41)	(0.42)	(0.39)	(0.39)	(0.44)
		0.12	0.11	0.16	0.12	0.11	0.12	0.10	0.16	0.11	0.12
	非常勤社内(人)	(0.12)	(0.11)	(0.11)	(0.13)	(0.11)	(0.11)	(0.11)	(0.10)	(0.12)	(0.10)
	北学勘社及(1)	1.84	1.99	1.17	2.11	1.53	1.84	1.99	1.18	2.13	1.50
	非常勤社外(人)	(1.83)	(1.98)	(1.14)	(2.09)	(1.54)	(1.85)	(1.99)	(1.18)	(2.12)	(1.53)
71	- A ≥ L (L)	2.24	2.39	1.57	2.49	1.95	2.23	2.38	1.58	2.50	1.92
仁	上外計(人)	(2.25)	(2.40)	(1.54)	(2.48)	(1.99)	(2.26)	(2.41)	(1.58)	(2.51)	(1.98)
社	外構成比(%)	67.7	67.8	67.0	66.3	69.9	67.7	67.7	67.3	66.6	69.4
	/ I''III	(68.6)	(68.6)	(69.6)	(66.7)	(71.7)	(68.6)	(68.5)	(70.1)	(66.8)	(71.5)

[・]全体として監査役総数(全体 3.29 人、大会社 3.51 人、上場 3.75 人)及び構成に変化は見られない。

[・]社外監査役の構成比は 67.7% (前回 68.6%、総会前 67.7%) であり、前回調査から約 1 ポイント減少したものの、依然として監査役の約 7 割が社外であり、大きな変化は見られない。。

問 1-2 「社外」監査役の前職又は現職

	定時総会	於前				定時総会	:後			
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
	23.3	22.7	27.3	6.9	47.3	22.8	22.1	26.9	6.3	47.5
1.親会社の役職員(%)	(24.2)	(23.7)	(28.8)	(8.3)	(47.2)	(23.9)	(23.4)	(28.3)	(8.0)	(47.3)
	11.5	12.3	5.9	10.7	12.6	11.1	12.0	5.9	10.4	12.3
2.大株主の役職員(%)	(10.5)	(11.1)	(6.6)	(10.1)	(11.2)	(10.3)	(10.8)	(6.4)	(9.7)	(11.2)
0 時 31 /24 /2 の 41 22 10 / 1)	6.8	7.2	4.2	9.4	3.1	6.5	6.9	3.8	8.8	3.1
3.取引銀行の役職員(%)	(7.4)	(7.9)	(3.9)	(10.1)	(3.4)	(7.2)	(7.8)	(3.8)	(9.8)	(3.4)
4 联引 (o / n) 中 (o /)	5.6	5.9	3.5	6.8	3.8	5.3	5.5	3.5	6.3	3.7
4.取引先の役職員(%)	(5.9)	(6.2)	(4.2)	(7.1)	(4.2)	(5.9)	(6.1)	(4.3)	(6.9)	(4.3)
5.会社と無関係な会社の役職員	14.0	12.7	22.2	16.9	9.8	14.2	12.9	22.5	17.0	9.9
(%)	(13.9)	(12.8)	(22.1)	(16.2)	(10.5)	(13.8)	(12.7)	(22.1)	(16.0)	(10.6)
0 1) 37 A 31 T 1) 1 1 2 T 1 (0/)	13.8	13.4	16.2	18.2	7.2	14.4	14.0	16.9	18.9	7.5
6.公認会計士又は税理士(%)	(12.6)	(12.3)	(15.3)	(16.7)	(6.8)	(13.3)	(13.1)	(15.4)	(17.7)	(6.9)
7. 4÷# 1. (0/)	14.8	15.7	9.0	20.1	7.2	15.4	16.3	9.8	20.9	7.2
7.弁護士(%)	(14.4)	(15.3)	(8.1)	(19.6)	(6.9)	(14.6)	(15.5)	(8.9)	(20.0)	(6.8)
O T 5元本件(0/)	1.9	2.0	1.5	2.8	0.7	2.1	2.3	1.3	3.1	0.7
8.大学教授(%)	(2.0)	(2.1)	(1.0)	(2.8)	(0.9)	(2.1)	(2.2)	(1.0)	(2.9)	(0.9)
o = 1) = (0/)	1.6	1.8	0.7	1.8	1.4	1.7	1.8	0.7	1.8	1.4
9.官公庁(%)	(1.5)	(1.7)	(0.4)	(1.9)	(1.1)	(1.6)	(1.7)	(0.7)	(1.9)	(1.0)
10.7.0/14/0/)	6.6	6.2	9.5	6.4	6.9	6.6	6.2	8.8	6.4	6.8
10.その他(%)	(7.5)	(6.9)	(9.7)	(7.2)	(7.9)	(7.3)	(6.8)	(9.2)	(7.1)	(7.6)
合計(人)	8,069	6,998	1,071	4,798	3,271	8,031	6,955	1,076	4,818	3,213
	(8,278)	(7,227)	(984)	(4,908)	(3,370)	(8,319)	(7,241)	(1,011)	(4,962)	(3,357)

- ・社外監査役の経歴については、「1.親会社の役職員」(23.3%→22.8%)、「2.大株主の役職員」(11.5%→11.1%)、「3.取引銀行の役職員」(6.8%→6.5%)、「4.取引先の役職員」(5.6%→5.3%)が合わせて 45.7%となり、1.5 ポイント減少した。前回調査からも 1.6 ポイント減少しており、引き続き減少傾向にある。
- ・独立性の高い「5.会社と無関係な会社の役職員」(14.2%)、「6.公認会計士又は税理士」(14.4%)、「7.弁護士」 (15.4%)が全体で合わせて 44.0%となっている。
- ・上場会社においては、「1.親会社の役職員」、「2.大株主の役職員」、「3.取引銀行の役職員」、「4.取引先の役職員」が総会前後で合計 33.8%→31.8%と2.0 ポイント減少し(前回調査からは2.6 ポイント減少)、他方、「5.会社と無関係な会社の役職員」、「6.公認会計士又は税理士」、「7.弁護士」が合計 55.2%→56.8%と1.6 ポイント増加した(前回調査からは3.1 ポイント増加)。比較的独立性が高いと考えられるこれらの属性が増加したのは、証券取引所で定める各種上場規程類が影響しているものと思われる。

問 1-3 「社内」監査役の前職

	定時総会	:前				定時総会	会後			
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.会長•副会長(%)	0.3	0.3	0.2	0.1	0.6	0.3	0.3	0.2	0.1	0.6
1.云文"剖云文(%)	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(0.1)	(0.4)	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(0.2)	(0.4)
2.社長(%)	1.1	0.8	2.8	0.7	1.8	1.2	1.0	2.9	0.7	2.0
2.社(%)	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(0.7)	(1.6)	(1.1)	(0.9)	(2.6)	(0.7)	(1.9)
2 可及巨 (0/)	1.6	1.7	1.3	1.7	1.5	1.4	1.5	1.1	1.6	1.2
3.副社長(%)	(1.7)	(1.8)	(0.9)	(2.1)	(1.0)	(1.8)	(1.9)	(0.9)	(2.1)	(1.1)
4.専務•常務(%)	15.2	15.8	11.2	14.9	15.6	15.0	15.6	11.1	15.0	15.0
4.号伤*吊伤(%)	(16.6)	(17.4)	(11.9)	(16.6)	(16.5)	(16.2)	(17.0)	(11.4)	(16.3)	(16.1)
5.取締役(%)	19.7	19.4	21.6	19.7	19.6	18.4	18.3	19.7	18.4	18.5
3.4X和位(70)	(20.2)	(20.4)	(20.0)	(20.2)	(20.1)	(20.0)	(20.2)	(20.2)	(20.3)	(19.5)
6.執行役(員)(%)	12.4	13.4	6.1	13.4	10.6	13.4	14.7	5.4	15.0	10.7
0. 粉(1) 仅(貝)(70)	(11.4)	(12.3)	(5.1)	(12.4)	(9.5)	(12.5)	(13.6)	(4.9)	(13.3)	(11.2)
 7.相談役·顧問·嘱託(%)	3.5	3.1	6.1	3.5	3.5	3.8	3.4	6.3	3.6	4.0
(.作成文 順口 附高元(70)	(3.5)	(3.1)	(7.7)	(3.2)	(4.1)	(3.6)	(3.0)	(8.4)	(3.3)	(4.1)
8.監査関係部長等(%)	8.7	9.2	5.5	9.6	7.1	9.7	10.1	7.1	10.8	7.8
0.監查関係部交奇(70)	(7.7)	(7.6)	(9.3)	(8.2)	(6.9)	(8.1)	(8.1)	(9.3)	(8.8)	(6.9)
9.監査関係以外の部長等	25.9	26.9	19.3	27.5	23.1	25.1	26.1	18.5	26.6	22.6
(%)	(27.7)	(28.6)	(22.4)	(29.9)	(23.4)	(26.4)	(27.4)	(20.9)	(28.4)	(22.8)
10 その俳(0/)	11.8	9.5	25.9	8.9	16.7	11.6	9.1	27.7	8.2	17.6
10.その他(%)	(10.0)	(7.7)	(21.0)	(6.7)	(16.0)	(10.0)	(7.7)	(21.1)	(6.7)	(16.0)
Λ ⇒1 (I)	3,845	3,317	528	2,437	1,408	3,838	3,315	523	2,421	1,417
合計(人)	(3,786)	(3,302)	(429)	(2,453)	(1,333)	(3,811)	(3,324)	(431)	(2,470)	(1,341)

- ・社内監査役の経歴については、「9.監査関係以外の部長等」が最も多く、全体で 25.1%(大会社 26.1%、上場 26.6%)である。次いで「5.取締役」が全体で 18.4%(大会社 18.3%、上場 18.4%)、「4.専務・常務」が全体で 15.0%(大会社 15.6%、上場 15.0%)と続いており、「5.取締役」と「4.専務・常務」を合わせると全体で 33.4%となる
- •「6.執行役(員)」出身者は全体で 13.4%と総会前後で 1.0 ポイント増加している(大会社は 1.3 ポイント増の 14.7%、 上場は 1.6 ポイント増の 15.0%)。

問 1-4 取締役数

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

		定時総会	会前				定時総会	会後			
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
	総数平均(人)	7.90	8.18	6.71	8.09	7.68	7.84	8.11	6.68	8.04	7.61
4人小巾 1人小		(7.95)	(8.22)	(6.27)	(8.15)	(7.72)	(7.94)	(8.19)	(6.31)	(8.12)	(7.73)
		2,951	2,336	615	1,568	1,383	2,960	2,349	611	1,570	1,390
	10 人以下	(3,005)	(2,398)	(599)	(1,592)	(1,413)	(3,015)	(2,412)	(597)	(1,606)	(1,409)
	(上段:社、下段:%)	81.8	79.9	93.9	81.2	82.5	82.1	80.3	93.3	81.3	82.9
		(81.7)	(79.7)	(93.4)	(80.4)	(83.3)	(82.0)	(80.2)	(93.1)	(81.1)	(83.0)
		524	476	48	300	224	529	476	53	305	224
	11~15 人	(535)	(492)	(39)	(323)	(212)	(528)	(481)	(41)	(308)	(220)
	(上段:社、下段:%)	14.5	16.3	7.3	15.5	13.4	14.7	16.3	8.1	15.8	13.4
		(14.5)	(16.4)	(6.1)	(16.3)	(12.5)	(14.4)	(16.0)	(6.4)	(15.6)	(13.0)
		91	85	6	49	42	82	76	6	45	37
	16~20 人	(96)	(91)	(1)	(50)	(46)	(93)	(87)	(2)	(52)	(41)
	(上段:社、下段:%)	2.5	2.9	2.0	2.5	2.5	2.3	2.6	0.9	2.3	2.2
		(2.6)	(3.0)	(0.2)	(2.5)	(2.7)	(2.5)	(2.9)	(0.3)	(2.6)	(2.4)
		41	28	13	13	28	36	24	12	10	26
	21 人以上	(41)	(27)	(2)	(15)	(26)	(41)	(28)	(1)	(14)	(27)
	(上段:社、下段:%)	1.1	1.0	1.9	0.7	1.7	1.0	0.8	1.8	0.5	1.6
		(1.1)	(0.9)	(0.3)	(0.8)	(1.5)	(1.1)	(0.9)	(0.2)	(0.7)	(1.6)
사 M :라/	壬がある会社の割合(%)	58.3	58.4	57.9	48.6	69.5	59.7	59.7	59.8	51.0	69.7
111.211进行	土がめる大化の割合(%)	(57.6)	(57.1)	(59.1)	(46.7)	(70.3)	(59.2)	(58.7)	(60.4)	(49.5)	(70.4)
	社外取締役平均(人)	2.30	2.29	2.35	1.76	2.73	2.30	2.29	2.34	1.78	2.74
	1117 1111 1111 1111 1111 1111 1111 111	(2.32)	(2.29)	(2.08)	(1.75)	(2.76)	(2.31)	(2.28)	(2.08)	(1.74)	(2.78)
合計(· +_\	3,607	2,925	655	1,930	1,677	3,607	2,925	655	1,930	1,677
合計((TL)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)

- ・取締役総数は全体で、総会前後で0.06 人減の7.84 人(大会社8.11 人:0.07 人減、上場会社8.04 人:0.05 人減) であった。また「10 人以下」の会社が全体で80%以上であり、大きな変化は見られない。
- ・社外取締役を選任している会社は、全体で 1.4 ポイント増加し約 6 割(59.7%)を占めている。また上場会社では 2.4 ポイント増加し過半数(51.0%)となった。
- ・社外取締役の人数は総会前後でほとんど変化がなかった(全体:2.30人、大会社:2.29人、大会社以外:2.35人→2.34人、上場 1.76人→1.78人、非上場 2.73人→2.74人)。

問 1-5 「社外」取締役の前職又は現職

	定時総	会前				定時総会	会後			
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
 1.親会社の役職員(%)	37.2	35.2	45.6	12.9	49.9	36.9	34.9	45.2	12.7	50.1
1.税云1107仅概具(70)	(36.7)	(36.1)	(48.9)	(14.3)	(47.7)	(36.8)	(36.3)	(48.8)	(14.4)	(48.3)
0 十批子の犯職員(0/)	26.6	28.1	20.4	26.2	26.8	26.3	27.7	20.1	25.0	27.0
2.大株主の役職員(%)	(27.6)	(28.6)	(25.8)	(25.3)	(28.7)	(27.3)	(28.2)	(26.1)	(24.8)	(28.6)
2 取引组织の犯職員(0/)	2.0	2.3	1.1	3.4	1.4	2.1	2.3	1.0	3.5	1.3
3.取引銀行の役職員(%)	(2.2)	(2.4)	(1.1)	(3.7)	(1.4)	(2.2)	(2.4)	(1.1)	(3.9)	(1.3)
4 取引化系统财具(0/)	8.3	8.5	7.3	10.9	6.9	8.2	8.4	7.2	10.7	6.7
4.取引先の役職員(%)	(8.1)	(8.8)	(6.0)	(12.0)	(6.2)	(7.6)	(8.3)	(5.5)	(10.9)	(6.0)
5.会社と無関係な会社の役職員	11.1	11.9	7.9	23.9	4.5	11.4	12.1	8.4	24.3	4.3
(%)	(10.4)	(11.0)	(8.4)	(22.7)	(4.3)	(10.6)	(11.3)	(8.2)	(22.7)	(4.3)
C 八氢入計工力及稅理工(0/)	1.2	1.3	1.1	2.6	0.5	1.3	1.3	1.2	2.7	0.5
6.公認会計士又は税理士(%)	(1.2)	(1.1)	(1.4)	(2.5)	(0.5)	(1.3)	(1.2)	(1.6)	(2.8)	(0.5)
7 4=# 1.(0/)	2.7	2.9	1.7	5.7	1.1	2.8	3.1	1.9	5.9	1.2
7.弁護士(%)	(2.7)	(2.9)	(1.3)	(5.9)	(1.1)	(2.7)	(2.9)	(1.4)	(5.9)	(1.1)
0 十分种位(0/)	3.7	3.7	3.3	6.8	1.3	3.6	3.6	3.2	7.8	1.2
8.大学教授(%)	(2.8)	(2.8)	(0.9)	(5.9)	(1.3)	(3.2)	(3.2)	(1.1)	(6.9)	(1.3)
0	1.8	1.9	1.4	1.9	1.7	1.7	1.8	1.4	1.8	1.7
9.官公庁(%)	(1.4)	(1.5)	(0.3)	(1.9)	(1.2)	(1.5)	(1.5)	(0.2)	(2.1)	(1.2)
10.7 0 lb (0/)	5.9	4.8	10.1	5.7	5.9	5.7	4.6	10.3	5.5	5.8
10.その他(%)	(7.0)	(4.8)	(6.0)	(5.9)	(7.6)	(6.8)	(4.7)	(6.0)	(5.7)	(7.4)
Λ=1 (I)	4,834	3,907	927	1,653	3,181	4,957	4,003	954	1,756	3,201
合計(人)	(4,912)	(3,928)	(787)	(1,619)	(3,293)	(5,028)	(4,024)	(804)	(1,705)	(3,323)

- ・社外取締役の経歴については、全体では「1.親会社の役職員」(36.9%)と「2.大株主の役職員」(26.3%)が合わせて63.2%であり、前回調査から若干減少(0.9%)しているものの、依然として多数を占めている。
- ・上場会社の場合、「1.親会社の役職員」(12.7%)と「2.大株主の役職員」(25.0%)が合わせて 4 割未満(39.2%→ 37.7%、1.5 ポイント減少)となっている。また、「5.会社と無関係な会社の役職員」が他の会社形態に比べて多い (23.9%→24.3%の 0.4 ポイント増加、前回調査からは 1.6 ポイント増加)。
- ・社外監査役の場合、前職又は現職で「6.公認会計士又は税理士」や「7.弁護士」が多く、両者合わせて全体で29.8%であるが(問 1-2 参照)、社外取締役では両者合わせて全体で4.1%にとどまっている。

問 1-6 独立役員の届出状況(上場会社のみ)

		定時総会前	(1年前)		定時総会後	(現在)	
		全体 (上場)	大会社	大会社 以外	全体 (上場)	大会社	大会社 以外
独立役員を	一届出ている会社数	1,794	1,682	112	1,890	1,775	115
(上段:社、	下段:%)	93.0	93.0	91.8	98.0	98.2	94.3
	1.社外監查役(人)	1.54	1.55	1.42	1.53	1.47	1.43
	2.社外取締役(人)	0.40	0.41	0.22	0.42	0.39	0.24
合計(社)		1,930	1,808	122	1,930	1,808	122

- ・ほぼ全ての上場会社(98.0%)で、独立役員の届出がなされている。
- ・その内訳(平均人数)は、「1.社外監査役」が 1.53 人であり、「2.社外取締役」(0.42 人)の約 3.6 倍となっている。

問 1-7 執行役員数

		定時総	会前(1年	前)			定時総会	会後(現在)		
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
執行	役員制度を採用している会	53.5	57.5	36.1	62.9	42.6	55.5	59.7	37.5	65.1	44.5
社の	割合(%)	(52.5)	(56.8)	(31.8)	(62.3)	(41.0)	(54.1)	(58.5)	(32.9)	(63.8)	(42.8)
	劫行犯具亚拉(1)	10.92	11.62	6.12	12.10	8.91	11.01	11.74	6.03	12.28	8.88
	執行役員平均(人)	(10.89)	(11.50)	(5.97)	(11.86)	(9.16)	(10.81)	(11.42)	(5.92)	(11.86)	(8.99)
執行	役員制採用会社のうち、取	62.3	64.1	50.0	63.7	59.9	62.7	64.6	50.0	64.5	59.7
締役	との兼務者がいる割合(%)	(63.6)	(65.2)	(51.0)	(63.8)	(63.4)	(64.0)	(65.6)	(51.2)	(65.2)	(61.9)
	劫行犯昌亚执(人)	13.81	14.39	8.67	15.05	11.55	13.90	14.51	8.55	15.14	11.65
	執行役員平均(人)	(13.45)	(13.96)	(7.92)	(14.54)	(11.49)	(13.43)	(13.94)	(8.04)	(14.51)	(11.45)
	★数本の正析(Ⅰ)	5.24	5.36	4.11	5.67	4.45	5.20	5.34	4.02	5.68	4.34
	兼務者の平均(人)	(5.13)	(5.25)	(3.77)	(5.56)	(4.36)	(5.09)	(5.21)	(3.81)	(5.50)	(4.36)
		3,607	2,925	655	1,930	1,677	3,607	2,925	655	1,930	1,677
台部	汁(社)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)

- ・執行役員制度を採用している会社の割合は全体で 53.5%→55.5%(2.0 ポイント増加)、上場会社では 62.9%→65.1%(2.2 ポイント増加)となり、その平均人数は全体で約 11 人、上場会社では約 12 人であった。
- ・取締役との兼務者がいる割合は、全体で $62.3\% \rightarrow 62.7\%$ 、大会社では $64.1\% \rightarrow 64.6\%$ 、上場会社では $63.7\% \rightarrow 64.5\%$ と、総会前後では若干の増加傾向にある。だが前回調査からは、全体で $64.0\% \rightarrow 62.7\%$ と 1.3 ポイント減少している。
- ・取締役との兼務者の平均人数は約5人(全体で5.20人)で、執行役員平均人数のうち約4割を占めている。

問 1-8 監査役スタッフ (監査役の補助使用人)数

		定時総会	会前(1年)	前)			定時総会	会後(現在	<u>:</u>)		
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
		1,682	1,484	198	991	691	1,694	1,491	203	1,000	694
	スタッフ又は兼務スタッフが「い	(1,719)	(1,526)	(168)	(1,005)	(714)	(1,752)	(1,550)	(177)	(1,026)	(726)
る」会	柱剱 :社、下段:%)	46.6	50.7	30.2	51.3	41.2	47.0	51.0	31.0	51.8	41.4
(1)	142.707	(46.8)	(50.7)	(26.2)	(50.8)	(42.1)	(47.6)	(51.5)	(27.6)	(51.8)	(42.8)
	ッカーラ(M米/豆+h(I)	1.89	1.91	1.75	1.98	1.76	1.91	1.94	1.73	2.00	1.80
	スタッフ総数平均(人)	(1.96)	(1.99)	(1.59)	(1.96)	(1.95)	(1.96)	(1.99)	(1.63)	(1.96)	(1.95)
	市民2万20平均(1)	0.63	0.68	0.30	0.79	0.41	0.65	0.70	0.31	0.81	0.42
	専属スタッフ平均(人)	(0.74)	(0.79)	(0.19)	(0.78)	(0.68)	(0.73)	(0.78)	(0.21)	(0.78)	(0.66)
	光效った。つずわ(1)	1.26	1.23	1.45	1.19	1.35	1.26	1.24	1.42	1.19	1.38
	兼務スタッフ平均(人)	(1.22)	(1.20)	(1.40)	(1.19)	(1.27)	(1.23)	(1.21)	(1.42)	(1.18)	(1.29)
		521	486	35	364	157	530	492	38	373	157
	スタッフがいる会社数	(553)	(518)	(19)	(389)	(174)	(560)	(524)	(20)	(389)	(171)
(上段	设:社、下段:%)	14.4	16.6	5.3	18.8	9.4	14.7	16.8	5.8	19.3	9.4
		(15.0)	(17.2)	(3.0)	(19.6)	(10.3)	(15.2)	(17.4)	(3.1)	(19.6)	(10.1)
	市民2万20平均(1)	2.05	2.08	1.69	2.16	1.79	2.07	2.11	1.63	2.17	1.85
	専属スタッフ平均(人)	(2.29)	(2.31)	(1.68)	(2.06)	(2.79)	(2.28)	(2.30)	(1.85)	(2.05)	(2.81)
^	. ÷1 /÷1.\	3,607	2,925	655	1,930	1,677	3,607	2,925	655	1,930	1,677
台	計(社)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)

- ・監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で47.0%であった。なお大会社では51.0%、上場では51.8%と過半数となった。
- ・監査役スタッフ総数の平均は、全体で 1.91 人であった。また大会社では 1.94 人(専属 0.70 人、兼務 1.24 人)、上場会社では 2.00 人(専属 0.81 人、兼務 1.19 人)であった。監査役の責任が大きくなる中、監査実務を補助するスタッフが約 2 名では実効性に影響がないか懸念される。総会前後では全体で 1.89 人→1.91 人と若干増加しているが、前回調査(全体で 1.96 人)からは減少している。
- ・一方、大会社以外の会社ではスタッフの設置率が31.0%と3割を超え(前回調査から3.4ポイント増加)、前進傾向が見られる。

問 1-9 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の兼務部署

(問 1-8 で「2. 他部署との兼務スタッフ」に「1」以上を入力した会社のみ回答)

	定時総	会前(1年	前)			定時総会	会後(現在))		
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.総務系(%)	24.9	24.7	25.8	22.4	28.1	24.9	24.8	25.6	22.2	28.3
	(25.3)	(24.4)	(31.1)	(20.9)	(30.9)	(24.8)	(24.1)	(29.8)	(20.9)	(30.0)
2.法務系(%)	7.9	7.8	8.7	7.4	8.6	7.8	7.7	9.0	7.3	8.5
12.00	(7.3)	(8.0)	(1.7)	(8.0)	(6.5)	(7.7)	(8.1)	(4.0)	(7.9)	(7.4)
3.経理・財務系(%)	9.0	8.4	12.5	5.0	14.0	9.2	8.5	13.5	5.3	13.9
- 1,22 / 1,4 / 2,3 / 1 (/ 0 /	(9.4)	(8.7)	(14.5)	(5.8)	(14.1)	(9.4)	(8.8)	(13.9)	(5.8)	(14.1)
4.経営企画系(%)	5.0	4.5	8.0	4.5	5.6	5.2	4.8	8.0	4.6	5.9
	(5.8)	(5.3)	(9.4)	(4.6)	(7.4)	(5.8)	(5.3)	(8.7)	(4.4)	(7.5)
5.内部監査部門系(%)	48.3	49.3	41.8	55.7	38.9	47.4	48.4	40.8	55.2	37.7
	(48.0)	(49.3)	(40.0)	(56.4)	(37.0)	(47.5)	(48.9)	(38.9)	(56.5)	(35.8)
6.その他(%)	5.0	5.3	3.1	5.1	4.9	5.5	5.9	3.1	5.3	5.8
0.6 2 15 (70)	(4.2)	(4.2)	(3.4)	(4.4)	(4.0)	(4.8)	(4.8)	(4.8)	(4.4)	(5.3)
合計(人)	2,118	1,831	287	1,184	934	2,141	1,852	289	1,186	955
	(2,099)	(1,836)	(235)	(1,194)	(905)	(2,153)	(1,872)	(252)	(1,215)	(938)

[・]前回調査に比べて大きな変化はなく、「5.内部監査部門系」との兼務が47.4%(前回47.5%)と最も多く、次いで「1. 総務系」が24.9%(前回24.8%)となっている。

[・]大会社以外の会社および非上場会社では、「3.経理・財務系」との兼務者がそれぞれ14%程度(大会社以外: 13.5%、非上場:13.9%)を占めており、大会社8.5%、上場会社5.3%と比べて多くなっている。これは、内部監査部門等のスタッフ設置率が大会社以外の会社で67.4%、非上場会社で71.9%と、他の会社形態に比べて低くなっている(大会社88.5%、上場会社95.6%)ことがひとつの理由と考えられる(間1-10参照)。

問 1-10 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

	定時総会	前(1年前	j)			定時総会	:後(現在)			
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
	3,033	2,581	452	1,841	1,192	3,050	2,590	460	1,845	1,205
専属スタッフ又は兼務スタッフが	(3,051)	(2,612)	(417)	(1,864)	(1,187)	(3,089)	(2,631)	(436)	(1,873)	(1,216)
「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	84.1	88.2	69.0	95.4	71.1	84.6	88.5	70.2	95.6	71.9
	(83.0)	(86.8)	(65.1)	(94.1)	(69.9)	(84.0)	(87.5)	(68.0)	(94.6)	(71.7)
フカンコ%米が近地()	5.74	6.27	2.69	6.25	4.95	5.77	6.33	2.68	6.30	4.96
スタッフ総数平均(人)	(5.61)	(6.09)	(2.26)	(6.15)	(4.75)	(5.66)	(6.15)	(2.31)	(6.21)	(4.80)
専属スタッフ平均(人)	4.92	5.45	1.87	5.55	3.94	4.92	5.46	1.82	5.59	3.88
専属ペグツノ平均(人)	(4.75)	(5.23)	(1.36)	(5.38)	(3.76)	(4.78)	(5.29)	(1.37)	(5.45)	(3.75)
兼務スタッフ平均(人)	0.83	0.82	0.83	0.70	1.01	0.86	0.86	0.86	0.71	1.08
	(0.86)	(0.85)	(0.89)	(0.77)	(1.00)	(0.87)	(0.86)	(0.94)	(0.76)	(1.05)
	2,581	2,251	330	1,686	895	2,584	2,253	331	1,677	907
専属スタッフがいる会社数	(2,576)	(2,268)	(290)	(1,692)	(884)	(2,605)	(2,289)	(299)	(1,700)	(905)
(上段:社、下段:%)	71.5	77.0	50.4	87.3	53.3	71.6	77.0	50.5	86.9	54.1
	(70.1)	(75.4)	(45.2)	(85.5)	(52.1)	(70.8)	(76.1)	(46.6)	(85.9)	(53.3)
専属スタッフ平均(人)	5.78	6.25	2.56	6.06	5.24	5.80	6.28	2.53	6.15	5.16
	(5.62)	(6.03)	(1.96)	(5.92)	(5.04)	(5.67)	(6.08)	(2.00)	(6.00)	(5.05)
V =1 (+1)	3,607	2,925	655	1,930	1,677	3,607	2,925	655	1,930	1,677
合計(社)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)	(3,677)	(3,008)	(641)	(1,980)	(1,697)

[・]内部監査部門等のスタッフがいる会社の割合は全体で84.6%であり、平均人数は5.77人(専属4.92人、兼務0.86人)であった。

[・]大会社以外の会社では、内部監査部門等のスタッフ設置率が 70.2%と他の会社形態に比べて低くなっており(大会社88.5%、上場会社95.6%)、監査役スタッフの設置率が増加したのとは対照的に、内部監査部門等のスタッフについては、依然として会社の形態によって設置が難しい状況がうかがえる。(間1-8参照)

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問2 監査役の選任議案に関する同意権・提案権(会社法343条)の行使状況

問 2-1 監査役選任議案の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	î	大会社	注	大会社以	外	上場		非上場	型
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,349	65.1	2,002	68.4	331	50.5	1,389	72.0	960	57.2
1. 0) 7/2	(1,815)	(49.4)	(1,499)	(49.8)	(304)	(47.4)	(979)	(49.4)	(836)	(49.3)
2. なかった	1,258	34.9	923	31.6	324	49.5	541	28.0	717	42.8
2. 12/13/5/12	(1,862)	(50.6)	(1,509)	(50.2)	(337)	(52.6)	(1,001)	(50.6)	(861)	(50.7)
同然払粉	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

問 2-2 監査役選任議案の決定プロセス(複数回答可)

(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全	全体		会社	大会社	上以外	上場		非上場	
	回答数 (社)	%								
1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提	93	4.0	77	3.8	12	3.6	51	3.7	42	4.4
案した	(52)	(2.9)	(38)	(2.5)	(12)	(3.9)	(25)	(2.6)	(27)	(3.2)
2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提	131	5.6	106	5.3	21	6.3	77	5.5	54	5.6
案した	(103)	(5.7)	(80)	(5.3)	(21)	(6.9)	(69)	(7.0)	(34)	(4.1)
3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を	84	3.6	71	3.5	11	3.3	56	4.0	28	2.9
提案し、協議・調整の上候補者を選定した	(59)	(3.3)	(46)	(3.1)	(13)	(4.3)	(36)	(3.7)	(23)	(2.8)
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監	2,104	89.6	1,815	90.7	278	84.0	1,266	91.1	838	87.3
査役(会)として同意した	(1,608)	(88.6)	(1,357)	(90.5)	(241)	(79.3)	(886)	(90.5)	(722)	(86.4)
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	43	1.8	25	1.2	17	5.1	1	0.1	42	4.4
3. ヨ政職条が休工提条であったにの政ヨピリ	(57)	(3.1)	(33)	(2.2)	(24)	(7.9)	(1)	(0.1)	(56)	(6.7)
ログ ケレ ***c	2,349		2,002	-	331	-	1,389		960	
回答社数	(1,815)		(1,499)		(304)		(979)		(836)	

^{・「1.} 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は全体で 4.0%(前回調査から約 1 ポイント増加)、「2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 5.6%、「3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は 3.6%といずれも少数にとどまった。選択肢 1 から 3 の合計は 13.2%であり、監査役(会)が提案した会社は 1 割程度にとどまっている。

^{・「4.}代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で89.6%と最も多くなっている。

問 2-3 監査役選任議案への同意の理由(複数回答可)

(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
 1. 会計・財務に関する知見を有するから	1,057	45.0	907	45.3	144	43.5	646	46.5	411	42.8
1. 公司 料物に関するが過ぎ出するから	(851)	(46.9)	(710)	(47.4)	(134)	(44.1)	(484)	(49.4)	(367)	(43.9)
2. 法務部門出身者だから	134	5.7	113	5.6	20	6.0	89	6.4	45	4.7
2. 位初即1四岁年72779	(110)	(6.1)	(96)	(6.4)	(12)	(3.9)	(64)	(6.5)	(46)	(5.5)
3. 会社の状況に通じているから	1,360	57.9	1,170	58.4	177	53.5	835	60.1	525	54.7
o. A Especial Control of the second of the s	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野	659	28.1	576	28.8	81	24.5	447	32.2	212	22.1
に通じているから	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計	599	25.5	547	27.3	45	13.6	492	35.4	107	11.1
の専門家であるから	(356)	(19.6)	(303)	(20.2)	(52)	(17.1)	(278)	(28.4)	(78)	(9.3)
6. 東証から導入を要請されている「独立	317	13.5	305	15.2	12	3.6	310	22.3	7	0.7
役員」に該当するから	(257)	(14.2)	(238)	(15.9)	(19)	(6.3)	(242)	(24.7)	(15)	(1.8)
7. 親会社や大株主の役職員だから	630	26.8	535	26.7	93	28.1	198	14.3	432	45.0
1. 机云压、八体上少尺械员に2.5	(640)	(35.3)	(523)	(34.9)	(113)	(37.2)	(201)	(20.5)	(439)	(52.5)
8. 取引先の役職員だから	112	4.8	100	5.0	10	3.0	76	5.5	36	3.8
6. 収力ルジ役権負にから	(105)	(5.8)	(94)	(6.3)	(9)	(3.0)	(68)	(6.9)	(37)	(4.4)
9. 当該議案が株主提案であったため該	35	1.5	21	1.0	14	4.2	1	0.1	34	3.5
当せず	(59)	(3.3)	(34)	(2.3)	(24)	(7.9)	(1)	(0.1)	(58)	(6.9)
	2,349		2,002		331		1,389		960	
回答社数	(1,815)		(1,499)		(304)		(979)		(836)	

- ・最も多いのは「3. 会社の状況に通じているから」であり、全体で 57.9%、大会社 58.4%、上場会社 60.1%と、約6 割に達している。
- ・次に多いのは「1. 会計・財務に関する知見を有するから」であり、全体で 45.0%、また全ての会社形態において 4 割を超えている。会社法施行規則により記載が要請されていることや、IFRS などの複雑化する会計システムに対応するため、財務・会計の知識を有する人材が監査役に選任される傾向があることがうかがえる。
- ・3番目に多いのは「4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから」であり、全体で 28.1%、大会社で 28.8%、上場会社では 32.2%である。他方、大会社以外及び非上場会社では、「7. 親会社や大株主の役職員だ から」の方が多く、大会社以外では 28.1%、特に非上場会社では 45.0%と半数近くを占めている。
- ・上場会社では「6.東証から導入を要請されている「独立役員」に該当するから」が22.3%と約5分の1を占めており、 全体の13.5%と比べ多くなっている。その理由として、上場会社には、証券取引所が規定する独立役員を選任することが要請されていることが考えられる。

問3 監査役の退任の状況

問 3-1 退任監査役の有無

	全体		大会社	Ł	大会社以	以外	上場		非上場	ĵ
	回答数(社)	%								
1. 退任した監査役がいた	1,791	49.7	1,549	53.0	230	35.1	961	49.8	830	49.5
会社	(—)	()	(—)	()	(—)	(—)	(—)	()	(—)	()
2. 退任した監査役がいなか	1,816	50.3	1,376	47.0	425	64.9	969	50.2	847	50.5
った会社	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
ローケケット 半4c	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(—)		(—)		(—)		(—)		(—)	

^{・「1.}退任した監査役がいた会社」は全体で 49.7%あり、約半数に達している。なお、前回調査では任期途中での「辞任」の有無のみを問うていたが、今回調査では「辞任」に加え任期満了に伴う「退任」も含まれている。(第 11 回 インターネット・アンケート 問 3-1 参照)

問 3-2 退任の経緯

	全体		大会社	Ŀ	大会社以	以外	上場		非上場	i
	回答数(社)	%								
1. 任期満了での退任であっ	864	48.2	770	49.7	84	36.5	598	62.2	266	32.0
た	(—)	(—)	(—)	()	(—)	()	(—)	(—)	(—)	(—)
2. 任期途中での辞任であっ	804	44.9	667	43.1	135	58.7	300	31.2	504	60.7
た	(—)	(—)	(—)	()	(—)	()	(—)	(—)	(—)	(—)
3. 退任者が複数おり、任期	140	6.9	112	7.2	11	4.8	63	6.6	60	7.2
満了での退任、任期途中 での辞任、双方があった	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1-1 64-41 44-	1,791	-	1,549	_	230		961	-	830	_
回答社数	(—)		(—)		(—)		(—)		(—)	

- ・今回調査では、選択肢「3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、任期途中での辞任、双方があった」を追加した。
- ・全体では「1. 任期満了での退任であった」が約 5 割(48.2%)、「2. 任期途中での辞任であった」が 4 割以上 (44.9%)とそれぞれ半数程度の割合であった。
- ・上場会社では「1. 任期満了での退任であった」が6割以上(62.2%)と多数であった。
- ・大会社以外及び非上場会社では、「2. 任期途中での辞任であった」が 6 割程度と多数であった(大会社以外: 58.7%、非上場会社:60.7%)。

問 3-3 辞任の理由(複数回答可)

(問 3-2 で「2. 任期途中での辞任であった」及び「3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、 任期途中での辞任、双方があった」を選択した会社のみ回答)

	全位	*	大会	社	大会社	以外	上場	易	非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
	192	20.7	167	21.4	25	17.1	60	16.5	132	23.4
1. 役職定年等、社内規定によるもの	(229)	(21.4)	(208)	(22.6)	(21)	(14.2)	(97)	(19.4)	(132)	(23.2)
2. 執行部門(子会社執行部門も含		25.5	200	25.7	35	24.0	60	16.5	176	31.2
む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの	(216)	(20.2)	(178)	(19.4)	(38)	(25.7)	(63)	(12.6)	(153)	(26.9)
 3. 合併等、会社の機関設計の変更	33	3.6	28	3.6	5	3.4	6	1.7	27	4.8
に伴うもの	(28)	(2.6)	(22)	(2.4)	(5)	(3.4)	(2)	(0.4)	(26)	(4.6)
 4. 辞任監査役自身の健康上の理由	76	8.2	63	8.1	13	8.9	48	13.2	28	5.0
によるもの	(86)	(8.0)	(75)	(8.2)	(11)	(7.4)	(61)	(12.2)	(25)	(4.4)
5. その他一身上の都合によるもの	452	48.8	377	48.4	74	50.7	219	60.3	233	41.3
3. 6. 2 工小期日(日本2000)	(510)	(47.7)	(436)	(47.4)	(73)	(49.3)	(277)	(55.4)	(233)	(40.9)
	927		779		146		363		564	
回答社数	(1,069)		(919)		(148)		(500)		(569)	

- ・「5. その他一身上の都合によるもの」を除けば、「2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」が25.5%(前回調査より5.3 ポイント増加)、特に大会社では6.3 ポイント増加し25.7%と最も多く、次いで「1.役職定年等、社内規定によるもの」であり、全体で20.7%である。
- ・上場会社では、「1. 役職定年等、社内規定によるもの」と「2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」が同一で 16.5%あり、次に「4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの」が 13.2%と、他の会社形態より多くなっている。

問 3-4 辞任の理由の開示

(問 3-2 で「2. 任期途中での辞任であった」及び「3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、 任期途中での辞任、双方があった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	全体		会社	大会社	上以外	上場		非上	二場
	回答数 (社)	%	回答数(社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	68	7.3	52	6.7	16	11.0	30	8.3	38	6.7
(会社法施行規則第 121 条第 6 号ハ)	(90)	(8.4)	(76)	(8.3)	(14)	(9.5)	(42)	(8.4)	(48)	(8.4)
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	148	16.0	116	14.9	32	21.9	24	6.6	124	22.0
(会社法第 345 条第 2 項・4 項)	(141)	(13.2)	(107)	(11.6)	(32)	(21.6)	(31)	(6.2)	(110)	(19.3)
9 [三1 0]3 年	48	5.2	38	4.9	10	6.8	24	6.6	24	4.3
3. 上記 1、2 とも行った	(51)	(4.8)	(41)	(4.5)	(10)	(6.8)	(24)	(4.8)	(27)	(4.7)
4 [2 7 1 0] 4	663	71.5	573	73.6	88	60.3	285	78.5	378	67.0
4. 上記 1、2 とも行わなかった	(787)	(73.6)	(695)	(75.6)	(92)	(62.2)	(403)	(80.6)	(384)	(67.5)
F1 64 +1 44	927	-	779	-	146	-	363	-	564	-
回答社数	(1,069)		(919)		(148)		(500)		(569)	

- ・「1.辞任の理由を事業報告に記載した」、「2.辞任の理由を株主総会で述べた」ともに行わなかった会社(選択肢4) の比率が全体で71.5%あり、前回と同様に多数を占めている。
- •「2. 辞任の理由を株主総会で述べた」が全体で 16.0%あり、比較的多くなっている。特に、大会社以外では 21.9%、非公開会社では 22.0%と2割を超えている。

問 4 事業報告

問 4-1 事業報告作成時の監査役と執行部門との協議

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	(社)		(社)		(社)		(社)		(社)	
1. 事業報告の作成前に、監査役と執		9.4	277	9.5	58	8.9	184	9.5	155	9.2
行部門との間で十分な協議を行っ た	(371)	(10.1)	(297)	(9.9)	(67)	(10.5)	(204)	(10.3)	(167)	(9.8)
2. 事業報告の内容がほぼ確定した段階で監査役と執行部門との間で協	2,459	68.2	2,027	69.3	415	63.4	1,347	69.8	1,112	66.3
議や意見交換の場を設けた	(2,425)	(66.0)	(2,030)	(67.5)	(384)	(59.9)	(1,344)	(67.9)	(1,081)	(63.7)
3. 事業報告の作成前に、監査役と執 行部門との間で協議や意見交換の	710	19.7	547	18.7	157	24.0	358	18.5	352	21.0
場は設けなかった	(778)	(21.2)	(598)	(19.9)	(172)	(26.8)	(383)	(19.3)	(395)	(23.3)
4. その他	99	2.7	74	2.5	25	3.8	41	2.1	58	3.5
4. (0)	(103)	(2.8)	(83)	(2.8)	(18)	(2.8)	(49)	(2.5)	(54)	(3.2)
- 1 hat- 1 1 1/41	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

・「1.事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」は全体で 9.4%にとどまったものの、1 及び 2 を合わせて監査役が事業報告の作成に何らかの関与をした会社は 77.6%(大会社: 78.8%、上場会社: 79.3%)であった。

問 4-2 財務・会計に関する知見の有無の記載(公開会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

		全体(公	開会社)	大会	社	大会社	:以外	上場		非上場	
		回答数 (社)	%								
記載あり		1,465	69.6	1,367	69.9	98	65.3	1,381	71.7	84	47.2
		(1,446)	(67.2)	(1,365)	(67.7)	(81)	(59.6)	(1,358)	(68.7)	(88)	(50.3)
	1名	826	39.2	771	39.4	55	36.7	782	40.6	44	24.7
	1/1	(806)	(37.4)	(755)	(37.4)	(51)	(37.5)	(755)	(38.2)	(51)	(29.1)
	2名	416	19.8	392	20.1	24	16.0	391	20.3	25	14.0
	2年	(408)	(19.0)	(391)	(19.4)	(17)	(12.5)	(389)	(19.7)	(19)	(10.9)
	9夕11 L	223	10.6	204	10.4	19	12.7	208	10.8	15	8.4
	3名以上	(232)	(10.8)	(219)	(10.9)	(13)	(9.6)	(214)	(10.8)	(18)	(10.3)
記載なし		640	30.4	588	30.1	52	34.7	546	28.3	94	52.8
		(707)	(32.8)	(652)	(32.3)	(55)	(40.4)	(620)	(31.3)	(87)	(49.7)
□ かた 4 [火/].		2,105		1,955		150		1,927		178	
回答社数		(2,153)		(2,017)		(136)		(1,978)		(175)	

[・]記載をした会社が公開会社では69.6% (2.4 ポイント増)、上場会社では71.7% (3.0 ポイント増)であった。

◎財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	全体(公	開会社)	大会	:社	大会社	:以外	上場		非上	:場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
 1. 常勤社内監査役(人)	505	21.1	492	22.1	13	8.0	477	21.2	28	19.3
1. 市到江門無直仅(八)	(511)	(21.5)	(500)	(22.2)	(11)	(8.7)	(480)	(21.6)	(31)	(20.4)
2. 常勤社外監査役(人)	293	12.2	259	11.6	34	20.9	276	12.3	17	11.7
2. 市到江戸區且仅(八)	(298)	(12.5)	(273)	(12.1)	(25)	(19.7)	(278)	(12.5)	(20)	(13.2)
3. 非常勤社内監査役(人)	59	2.5	53	2.4	6	3.7	53	2.4	6	4.1
0. 9F用到上门盖直区(八)	(69)	(2.9)	(67)	(3.0)	(2)	(1.6)	(64)	(2.9)	(5)	(3.3)
4. 非常勤社外監査役(人)	1,537	64.2	1,427	64.0	110	67.5	1,443	64.2	94	64.8
1. 作市到性/下皿.且仅(八)	(1,501)	(63.1)	(1,412)	(62.7)	(89)	(70.1)	(1,405)	(63.1)	(96)	(63.2)
回答数(人)	2,394		2,231		163	_	2,249		145	
	(2,379)		(2,252)		(127)		(2,227)		(152)	

[・]公開会社全体では「4.非常勤社外監査役」が64.2%と多数を占めている。

[·]記載者は1名が最も多く、約4割(39.2%)であった。

^{・「1.}常勤社内監査役」と「2. 常勤社外監査役」を合わせた常勤者における記載は、33.3%にとどまっている。

◎常勤監査役についての財務・会計に関する知見の記載の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

		全体(公	全体(公開会社)		社	大会社	二以外	上場		非上場	
		回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
堂	勤監査役について記載あり(社)	671	31.9	627	32.1	44	29.3	635	33.0	36	20.2
111	初血五尺(C 2 V C 旧典(6) / (11 /	(697)	(32.4)	(663)	(32.9)	(34)	(25.0)	(654)	(33.1)	(43)	(24.6)
	常勤社内・常勤社外ともに記載あり(社)	56	2.7	53	2.7	3	2.0	50	2.6	6	3.4
	市到江川市到江ノトともに山東のり(江)	(48)	(2.2)	(47)	(2.3)	(1)	(0.7)	(44)	(2.2)	(4)	(2.3)
	常勤社内のみ記載あり(社)	400	19.0	390	19.9	10	6.7	380	19.7	20	11.2
	市 到仁(当り) み 記載のり(仁)	(420)	(19.5)	(411)	(20.4)	(9)	(6.6)	(396)	(18.2)	(24)	(13.7)
	常勤社外のみ記載あり(社)	215	10.2	184	9.4	31	20.7	205	10.6	10	5.6
	市 到介上グト♥ノのチ 記 戦 めり (介上)	(229)	(10.6)	(205)	(10.2)	(24)	(17.6)	(214)	(10.8)	(15)	(8.6)
冶	勤監査役について記載なし(社)	1,434	68.1	1,328	67.9	106	70.7	1,292	67.0	142	79.8
ťħ	判品担欠に フレ・゚゚に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(1,456)	(67.6)	(1,354)	(67.1)	(102)	(75.0)	(1,324)	(66.9)	(132)	(75.4)
	<i>k</i> ⁄~ ¥ <i>L</i> , (→1)	2,105		1,955		150		1,927		178	
旦	答数(社)	(2,153)		(2,017)		(136)		(1,978)		(175)	

[・]常勤監査役について記載している会社は、31.9%と約3割にとどまった。

問 4-3 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の経歴

(問 4-2 でいずれかに「1」以上を入力した会社のみ回答)

		全体 (公開会社)		会社	大会社以外		上場		非上	二場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. CFO 等、財務部門管掌の経験を有する(人)	287	12.0	267	12.0	20	12.3	264	11.7	23	15.9
1. 01 0 (1(八) (1) 1日 中 (1) (1)	(299)	(12.6)	(285)	(12.7)	(14)	(11.0)	(268)	(12.0)	(31)	(20.4)
2. 経理又は財務部門で相応の実務経験を有する	565	23.6	546	24.5	19	11.7	521	23.2	44	30.3
(人)	(623)	(26.2)	(604)	(26.8)	(19)	(15.0)	(577)	(25.9)	(46)	(30.3)
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である	936	39.1	859	38.5	77	47.2	898	39.9	38	26.2
(人)	(904)	(38.0)	(844)	(37.5)	(60)	(47.2)	(870)	(39.1)	(34)	(22.4)
4. 金融機関出身者で相応の経験を有する(人)	358	15.0	333	14.9	25	15.3	337	15.0	21	14.5
	(347)	(14.6)	(325)	(14.4)	(22)	(17.3)	(322)	(14.5)	(25)	(16.4)
5. その他	248	10.4	226	10.1	22	13.5	229	10.2	19	13.1
0. CO/IE	(206)	(8.7)	(194)	(8.6)	(12)	(9.4)	(190)	(8.5)	(16)	(10.5)
	2,394		2,231		163		2,249		145	
回答数(人)	(2,379)		(2,252)		(127)		(2,227)		(152)	

^{・「3.}公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)」が全体で39.1%あり、前回調査同様、専門的有資格者が多数を占めた。次いで「2.経理又は財務部門で相応の実務経験を有する(人)」が23.6%であった。

問 5 内部統制システムに係る取締役会決議 (大会社のみ回答)

問 5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

	全	体	上	場	非」	二場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 見直しの決議を行った	663	22.7	435	24.1	228	20.4
1. 兄担しの大職を11つに	(810)	(26.9)	(532)	(28.3)	(278)	(24.6)
2. 見直しの決議は行っていないが、内部 統制システムの整備(構築・運用)状況に		36.5	679	37.6	390	34.9
関する報告・検討を行った	(1,042)	(34.6)	(662)	(35.2)	(380)	(33.7)
9 日本1 の冲発さな。マルセル	1,193	40.8	694	38.4	499	44.7
3. 見直しの決議を行っていない	(1,156)	(38.4)	(685)	(36.5)	(471)	(41.7)
二 657 + 1 半4-	2,925		1,808		1,117	
回答社数	(3,008)		(1,879)		(1,129)	

^{・「1.}見直しの決議を行った」は全体で22.7%であり、前回より4.2 ポイント減少した。他方、「2.見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」は全体で36.5%あり、約2ポイント増加した。

^{・「3.}見直しの決議を行っていない」は2.4ポイント増加し、約4割を占めている。

問 5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目(複数回答可)

(問 5-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた	265	40.0	162	37.2	103	45.2
めの体制(会社法 362 条 4 項 6 号)	(294)	(36.3)	(192)	(36.1)	(102)	(36.7)
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会	119	17.9	72	16.6	47	20.6
社法施行規則 100 条 1 項 1 号)	(153)	(18.8)	(90)	(16.9)	(63)	(22.6)
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則	222	33.5	137	31.5	85	37.3
100条1項2号)	(274)	(33.8)	(174)	(32.7)	(100)	(36.0)
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体	180	27.1	118	27.1	62	27.2
制(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)	(224)	(27.6)	(139)	(26.1)	(85)	(30.5)
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた	151	22.8	89	20.5	62	27.2
めの体制(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)	(180)	(22.2)	(106)	(19.9)	(74)	(26.6)
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団に	202	30.5	129	29.7	73	32.0
おける業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)	(237)	(29.2)	(157)	(29.5)	(80)	(28.7)
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合にお	88	13.3	56	12.9	32	14.0
ける当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)	(101)	(12.4)	(61)	(11.4)	(40)	(14.3)
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行	62	9.4	36	8.3	26	11.4
規則 100 条 3 項 2 号)	(76)	(9.4)	(46)	(8.6)	(30)	(10.8)
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査	114	17.2	73	16.8	41	18.0
役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項3号)	(132)	(16.3)	(79)	(14.8)	(53)	(19.0)
10. 上記7~9 のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保す	103	15.5	66	15.2	37	16.2
るための体制(会社法施行規則100条3項4号)	(124)	(15.3)	(69)	(12.9)	(55)	(19.8)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	110	16.6	74	17.0	36	15.8
11. 附分和口少週上口工使作人,公儿20人0人时间	(152)	(18.7)	(116)	(21.8)	(36)	(13.0)
 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	146	22.0	104	23.9	42	18.4
12. 人工公司为力奶网门已经不可见。	(219)	(27.0)	(157)	(29.5)	(62)	(22.3)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	60	9.0	34	7.8	26	11.4
13. 正未生心・正未別日に関するちん力	(64)	(7.9)	(44)	(8.2)	(20)	(7.2)
14. その他	109	16.4	73	16.8	36	15.8
14. CV/IE	(125)	(15.4)	(76)	(14.2)	(49)	(17.6)
同炊九粉	663		435		228	
回答社数	(810)		(532)		(278)	

- ・「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が全体で 3.7 ポイント増加し、40.0%と最も多かった。次いで「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が全体で 33.5%、「6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が全体で 30.5%であり、上位の順番に変化はなかった。
- ・「9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」が全体で17.2%(前回より0.9 ポイント増)、上場会社で16.8%(2.0 ポイント増)とやや増加している。
- ・選択肢「7」~「10」の監査役監査の実効性確保に関するものが、全体でそれぞれ「7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」(13.3%)、「8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項」(9.4%)、「9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(17.2%)、「10. 上記7~9 のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(15.5%)で、合計が55.4%となり、前回調査実施時(合計53.4%)から2.0 ポイント増加した。特に上場会社では、これらの合計が前回47.7%→53.2%と5.5 ポイント増加した。

問 5-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

(問 5-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		上場	i	非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 欧木仉の西建に甘べいて日古した	87	13.1	50	11.5	37	16.2
1. 監査役の要請に基づいて見直した	(102)	(12.6)	(53)	(10.0)	(49)	(17.6)
0 執行如用の子体的が検針に甘るいて日本」を	382	57.6	259	59.5	123	53.9
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	(448)	(55.3)	(312)	(58.6)	(136)	(48.9)
9 貯木処し執行が明しの协発に甘ざいて日本した	194	29.3	126	29.0	68	29.8
3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した	(260)	(32.1)	(167)	(31.4)	(93)	(33.5)
□ 1 AA → 1. ¥4.	663		435		228	
回答社数	(810)		(532)		(278)	

・「2.執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で57.6%と最も多いものの、「1.監査役の要請に基づいて見直した」(13.1%)、「3.監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(29.3%)が合わせて4割以上(42.4%)あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしていることがうかがえる。

問 5-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示

直近に作成した事業報告において、内部統制システムに係る取締役会決議の内容の概要のほかに、内部統制システムの構築・運用の状況に関する記載がなされていたか。

	全	:体	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 十分に記載されている	944	32.3	560	31.0	384	34.4
2. ある程度記載されている	964	33.0	584	32.3	380	34.0
3. 記載されていない	1,017	34.8	664	36.7	353	31.6
回答社数	2,925		1,808		1,117	

•「3. 記載されていない」が全体で 34.8%と最も多いものの、「1. 十分に記載されている」(32.3%)、「2. ある程度記載されている」(33.0%)が合わせて 65.3%あり、内部統制システムの構築・運用状況については一定程度の記載がされている会社が過半数あることがうかがえる。

問6 監査報告の作成

問 6-1 「監査役会」設置会社

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全个	体	大会	社	大会社	上以外	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%								
1. 「監査役会」設置会社である	2,951	81.8	2,702	92.4	233	35.6	1,924	99.7	1,027	61.2
1.「監査仅云」放直云社である	(3,004)	(81.7)	(2,794)	(92.9)	(196)	(30.6)	(1,967)	(99.3)	(1,037)	(61.1)
0.「卧木仉人」訊里人址示はわい。	656	18.2	223	7.6	422	64.4	6	0.3	650	38.8
2. 「監査役会」設置会社ではない	(673)	(18.3)	(214)	(7.1)	(445)	(69.4)	(13)	(0.7)	(660)	(38.9)
	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

問 6-2 監査役会における監査役会監査報告作成の審議 (監査役会設置会社のみ回答)

	全体	i .	大会社	土	大会社以	以外	上場		非上場	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1回	1,446	49.0	1,328	49.1	116	46.6	896	46.6	549	53.5
1. 1 🖽	(1,577)	(52.6)	(1,475)	(52.8)	(96)	(49.7)	(968)	(49.3)	(609)	(58.8)
2. 2回	966	32.7	891	33.0	75	30.1	670	34.8	296	28.8
2. ZE	(907)	(30.3)	(843)	(30.2)	(60)	(31.1)	(654)	(33.3)	(253)	(24.4)
3. 3回以上	539	18.3	483	17.9	58	23.3	358	18.6	182	17.7
3. 3回以上	(514)	(17.1)	(473)	(16.9)	(37)	(19.2)	(341)	(17.4)	(173)	(16.7)
同炊牡粉	2,951		2,702		249		1,924		1,027	
回答社数	(2,998)		(2,791)		(193)		(1,963)		(1,035)	

[・]監査役監査報告の作成の審議回数「1回」の会社は前回(52.6%)から 3.6 ポイント減少し、49.0%と半数以下になった一方、審議回数「2回」の会社が前回(30.3%)から 2.4 ポイント増の 32.7%、「3回以上」の会社が前回(17.1%)から 1.2 ポイント増の 18.3%となり、監査役会監査報告の作成の審議を「2回以上」行う会社が増加している。

問 6-3 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整 (監査役会設置会社のみ回答) (複数回答可)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 常勤監査役のみで調整を行っ	318	10.8	300	11.1	17	7.3	219	11.4	99	9.6
た	(331)	(11.0)	(317)	(11.3)	(11)	(5.6)	(215)	(10.9)	(116)	(11.2)
2. 社外監査役を含め、すべての	2,503	84.8	2,293	84.9	197	84.5	1,649	85.7	854	83.2
監査役で調整を行った	(2,523)	(84.0)	(2,340)	(83.8)	(172)	(87.8)	(1,681)	(85.5)	(842)	(81.2)
9 東芸の部的はに マルカル	171	5.8	152	5.6	18	7.7	92	4.8	79	7.7
3. 事前の調整は行っていない	(197)	(6.6)	(186)	(6.7)	(11)	(5.6)	(108)	(5.5)	(89)	(8.6)
4 7 0 lik	25	0.8	19	0.7	4	1.7	8	0.4	17	1.7
4. その他	(14)	(0.5)	(11)	(0.4)	(2)	(1.0)	(8)	(0.4)	(6)	(0.6)
[=1 /x/; ½L *k/;	2,951	-	2,702	-	233	-	1,924		1,027	_
回答社数	(3,004)		(2,794)		(196)		(1,967)		(1,037)	

^{・「2.}社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が最も多く(84.8%)、会社形態にかかわらず、すべての 監査役の間で調整を行っていることがわかる。

問 6-4 監査役の個別意見付記の有無(監査役会設置会社のみ回答)

	全体	:	大会社	土	大会社以	以外	上場		非上場	灵
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	146	4.9	129	4.8	16	6.9	78	4.1	68	6.6
1. めつに	(123)	(4.1)	(113)	(4.0)	(10)	(5.1)	(66)	(3.4)	(57)	(5.5)
0 +14 +	2,805	95.1	2,573	95.2	217	93.1	1,846	95.9	959	93.4
2. なかった	(2,881)	(95.9)	(2,681)	(96.0)	(186)	(94.9)	(1,901)	(96.6)	(980)	(94.5)
回效共粉	2,951		2,702		233		1,924		1,027	
回答社数	(3,004)		(2,794)		(196)		(1,967)		(1,037)	

[・]個別意見の付記があった会社は全体で4.9%と少ないものの、前回調査と比較して0.8ポイント増加している。すべての会社形態で引き続き増加傾向にある。

問7 決算短信

問 7-1 決算短信作成の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%								
1 佐代会社でなる	1,985	55.0	1,855	63.4	130	19.8	1,924	99.7	61	3.6
1. 作成会社である	(2,037)	(55.4)	(1,921)	(63.9)	(115)	(17.9)	(1,979)	(99.9)	(58)	(3.4)
2. 作成会社ではない	1,622	45.0	1,070	36.6	525	80.2	6	0.3	1,616	96.4
2. 作成云红(ぱぱい	(1,640)	(44.6)	(1,087)	(36.1)	(526)	(82.1)	(1)	(0.1)	(1,639)	(96.6)
 一 / / / 米 -	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

問 7-2 決算短信の取締役会付議状況 (決算短信作成会社のみ回答)

	全体	ŝ	大会	社	大会社	以外	上場	1	非上	場
	回答数 (社)	%								
1. 決議事項として付	1,619	81.6	1,511	81.5	108	83.1	1,583	82.3	36	59.0
議されている	(1,672)	(82.1)	(1,577)	(82.1)	(94)	(81.7)	(1,631)	(82.4)	(41)	(70.7)
2. 報告事項として付	264	13.3	247	13.3	17	13.1	247	12.8	17	27.9
議されている	(252)	(12.4)	(237)	(12.3)	(15)	(13.0)	(243)	(12.3)	(9)	(15.5)
3. 付議されていない	102	5.1	97	5.2	5	3.8	94	4.9	8	13.1
3. 竹 酸されして パよい	(113)	(5.5)	(107)	(5.6)	(6)	(5.2)	(105)	(5.3)	(8)	(13.8)
回 欠	1,985	-	1,855	-	130	-	1,924	-	61	
回答社数	(2,037)		(1,921)		(115)		(1,979)		(58)	

[・]全体として前回調査から大きな変化は見られないが、「1.決議事項として付議されている」(81.6%)と「2.報告事項として付議されている」(13.3%)を合わせた約 95%(94.9%)の会社において、何らかの形で取締役会に付議されている。

問 7-3 監査役の決算短信の監査 (決算短信作成会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	上場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	(社)	70	(社)	70	(社)	70	(社)	70	(社)	70
1. 監査している	1,394	70.2	1,291	69.6	103	79.2	1,364	70.9	30	49.2
1. 監査している	(1,496)	(73.4)	(1,403)	(73.0)	(92)	(80.0)	(1,461)	(73.8)	(35)	(60.3)
2. 監査していない	591	29.8	564	30.4	27	20.8	560	29.1	31	50.8
2. 監査して パポパ	(541)	(26.6)	(518)	(27.0)	(23)	(20.0)	(518)	(26.2)	(23)	(39.7)
同次九米	1,985		1,855		130		1,924		61	
回答社数	(2,037)		(1,921)		(115)		(1,979)		(58)	

[・]決算短信を監査している会社の割合が全体で70.2%(3.2ポイント減)と7割に達しているものの、全ての会社形態において減少している(大会社3.4ポイント減、上場会社2.9ポイント減)。

問 7-4 決算短信の監査内容(複数回答可)

(問 7-3 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答)

	全位	本	大会	会社	大会社	上以外	上場	易	非上	:場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	0/
	(社)	%	(社)	%	(社)	%	(社)	%	(社)	%
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査し	458	32.9	418	32.4	40	38.8	449	32.9	9	30.0
た	(450)	(30.1)	(419)	(29.9)	(31)	(33.7)	(440)	(30.1)	(10)	(28.6)
2. 決算短信に関する取締役会決議など	1,085	77.8	1,009	78.2	76	73.8	1,063	77.9	22	73.3
の承認プロセスを監査した	(1,150)	(76.9)	(1,079)	(76.9)	(70)	(76.1)	(1,128)	(77.2)	(22)	(62.9)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	788	56.5	726	56.2	62	60.2	771	56.5	17	56.7
3. 八昇が日の月の別務目報を監査した	(846)	(56.6)	(792)	(56.5)	(53)	(57.6)	(822)	(56.3)	(24)	(68.6)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	830	59.5	776	60.1	54	52.4	820	60.1	10	33.3
4. (人昇应日の力の弁別 伤目報を監査した	(921)	(61.6)	(875)	(62.4)	(45)	(48.9)	(909)	(62.2)	(12)	(34.3)
回答社数	1,394		1,291		103		1,364		30	
凹合社数	(1,496)		(1,403)		(92)		(1,461)		(35)	

- ・前回と同様、「2.決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が全体で77.8%と最も多い。
- ・「1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した」が全体で2.8 ポイント増加し32.9%となり、また全ての会社形態で増加している(大会社2.5 ポイント増加、上場会社2.8 ポイント増加)。

問8 有価証券報告書

問 8-1 有価証券報告書作成の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会	社	大会社以	以外	上場		非上城	旦勿
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 作成会社である	2,073	57.5	1,935	66.2	137	20.9	1,923	99.6	150	8.9
1. 作成云红(初	(2,111)	(57.4)	(1,989)	(66.1)	(121)	(18.9)	(1,973)	(99.6)	(138)	(8.1)
2. 作成会社ではない	1,534	42.5	990	33.8	518	79.1	7	0.4	1,527	91.1
2. 作成去在 (なな)・	(1,566)	(42.6)	(1,019)	(33.9)	(520)	(81.1)	(7)	(0.4)	(1,559)	(91.9)
ロななと来	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

問 8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況(有価証券報告書作成会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非上	:場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	(社)	/0	(社)	/0	(社)	/0	(社)	/0	(社)	/0
1. 決議事項として付議	976	47.1	896	46.3	79	57.7	927	48.2	49	32.7
されている	(1,030)	(48.8)	(950)	(47.8)	(80)	(66.1)	(978)	(49.6)	(52)	(37.7)
2. 報告事項として付議	424	20.5	395	20.4	29	21.2	388	20.2	36	24.0
されている	(415)	(19.7)	(390)	(19.6)	(25)	(20.7)	(387)	(19.6)	(28)	(20.3)
り、仕業されていない	673	32.5	644	33.3	29	21.2	608	31.6	65	43.3
3. 付議されていない	(666)	(31.5)	(649)	(32.6)	(16)	(13.2)	(608)	(30.8)	(58)	(42.0)
□ /	2,073		1,935	-	137	-	1,923	-	150	
回答社数	(2,111)		(1,989)		(121)		(1,973)		(138)	

^{・「1.}決議事項として付議」と「2.報告事項として付議」を合わせると全体で 67.6%となり、決算短信の場合と比べると 少ないものの(問 7-2 参照)、前回と同様、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めている。

問 8-3 有価証券報告書の提出時期(有価証券報告書作成会社のみ回答)

定時株主総会の前後、何れの日に有価証券報告書を提出しているか。

	全体		大会	社	大会社以	以外	上場		非上地	易
	回答数(社)	%								
1. 定時株主総会日より前に提出した	12	0.6	11	0.6	1	0.7	12	0.6	0	0.0
2. 定時株主総会の 終了後に提出した	2,061	99.4	1,824	99.4	136	99.3	1,911	99.4	150	100.0
回答社数	2,073		1,935		137		1,923		150	

^{・「1.}定時株主総会日より前に提出した」は全体で 12 社(0.6%)であり、「2. 定時株主総会の終了後に提出した」が 全体で 99.4%と大多数を占めている。

問 8-4 有価証券報告書の提出時期

定時株主総会の何日前に有価証券報告書を提出したか。(問 8-3 で「1. 定時株主総会日より前に提出した」を選択した会社のみ回答)

	全体	:	大会	社	大会社以	以外	上場		非上場	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1.1日~5日前	5	41.7	5	45.5	0	0.0	5	41.7	0	0.0
2.6日~10日前	6	50.0	5	45.5	1	100.0	6	50.0	0	0.0
3. 11 日以上前	1	8.3	1	9.0	0	0.0	1	8.3	0	0.0
回答社数	12		11		1		12		0	

[・]全体では「2.6日~10日前」が50.0%(6社)と最も多く、次いで「1.1日~5日前」が41.7%(5社)であった。また、「3.11日以上前」が1社あった。

問 8-5 監査役の有価証券報告書の監査(有価証券報告書作成会社のみ回答)

	全体		大会	社	大会社以	以外	上場		非上場		
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	
1. 監査している	1,469	70.9	1,373	71.0	95	69.3	1,382	71.9	87	58.0	
1. 監査してる	(1,571)	(74.4)	(1,472)	(74.0)	(98)	(81.0)	(1,480)	(75.0)	(91)	(65.9)	
2. 監査していない	604	29.1	562	29.0	42	30.7	541	28.1	63	42.0	
2. 監査して パルパ	(540)	(25.6)	(517)	(26.0)	(23)	(19.0)	(493)	(25.0)	(47)	(34.1)	
回 炊 払 米	2,073		1,935		137	-	1,923	-	150	-	
回答社数	(2,111)		(1,989)		(121)		(1,973)		(138)		

[・]有価証券報告書を「1.監査している」会社は全体で 70.9%あり、7割の会社で監査を実施しているものの、前回調査からは減少している(全体 3.5 ポイント減少、大会社 3.0 ポイント減少、上場会社 3.1 ポイント減少)。

問 8-6 有価証券報告書の監査内容(複数回答可)

(問 8-5 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	本	大会	社	大会社	以外	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監	587	40.0	540	39.3	47	49.5	551	39.9	36	41.4
査した	(564)	(35.9)	(529)	(35.9)	(35)	(35.7)	(534)	(36.1)	(30)	(33.0)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議	869	59.2	800	58.3	68	71.6	826	59.8	43	49.4
などの承認プロセスを監査した	(945)	(60.2)	(873)	(59.3)	(72)	(73.5)	(897)	(60.6)	(48)	(52.7)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査し	816	55.5	755	55.0	60	63.2	772	55.9	44	50.6
<i>†</i> E	(871)	(55.4)	(817)	(55.5)	(54)	(55.1)	(823)	(55.6)	(48)	(52.7)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査	1,043	71.0	980	71.4	63	66.3	994	71.9	49	56.3
した	(1,112)	(70.8)	(1,062)	(72.1)	(49)	(50.0)	(1,062)	(71.8)	(50)	(55.0)
回答社数	1,469 (1,571)		1,373 (1,472)		95 (98)		1,382 (1,480)		87 (91)	

- ・最も多いのが「4.有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」であり、全体で 71.0%、上場会社では 71.9%ある。
- ・次に多いのが「2.有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」であり、全体で59.2%あった(前回調査より1ポイント減少)。なお、大会社以外ではこの項目が最も多い(71.6%)。
- ・「1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」は全体で40.0%であり、前回調査より4.1ポイント増加している(大会社3.4ポイント増加、上場会社3.8ポイント増加)

問9 定時株主総会における監査役の報告等

問 9-1 株主総会における監査役の口頭報告の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社	±	大会社以	以外	上場		非上場	i
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	3,202	88.8	2,635	90.1	543	82.9	1,896	98.2	1,306	77.9
1. 1]つだ	(3,306)	(89.9)	(2,739)	(91.1)	(541)	(84.4)	(1,951)	(98.5)	(1,355)	(79.8)
0 4=1-4-1. 4	405	11.2	290	9.9	112	17.1	34	1.8	371	22.1
2. 行わなかった	(371)	(10.1)	(269)	(8.9)	(100)	(15.6)	(29)	(1.5)	(342)	(20.2)
	3,607	-	2,925	-	655		1,930		1,677	_
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

・監査役からの口頭報告を行った会社は全体で約9割(88.8%)ある。特に上場会社では98.2%とほぼ全ての会社で口頭報告が行われた。

問 9-2 株主総会における監査役の口頭報告の変更(問 9-1 で「1. 行った」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	土以外	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%								
1. 監査の方法や結果の報告をやや詳細に報告	400	14.5	367	13.9	88	16.2	277	14.6	188	14.4
するなど、工夫した	(500)	(15.1)	(408)	(14.9)	(85)	(15.7)	(308)	(15.8)	(192)	(14.2)
2. 従来と特に変更を加え	2,737	85.5	2,268	86.1	455	83.8	1,619	85.4	1,118	85.6
なかった	(2,806)	(84.9)	(2,331)	(85.1)	(456)	(84.3)	(1,643)	(84.2)	(1,163)	(85.8)
司体北米	3,202	-	2,635	-	543	_	1,896	-	1,306	_
回答社数	(3,306)		(2,739)		(541)		(1,951)		(1,355)	

[・]全体で約 85%(85.5%)の会社において、特に変更は加えなかったが、「1.監査の方法や結果の報告をやや詳細に報告するなど、工夫した」会社が全体で14.5%あった。

問 9-3 株主総会における監査役に関連した質問の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	-									
	全体		大会社	土	大会社」	以外	上場	į	非上場	豆
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 + + +	119	3.3	112	3.8	5	0.8	112	5.8	7	0.4
1. あった	(133)	(3.6)	(120)	(4.0)	(13)	(2.0)	(115)	(5.8)	(18)	(1.1)
0 +12 +	3,488	96.7	2,813	96.2	650	99.2	1,818	94.2	1,670	99.6
2. なかった	(3,544)	(96.4)	(2,888)	(96.0)	(628)	(98.0)	(1,865)	(94.2)	(1,679)	(98.9)
同 <i>炒</i> . 77. */*	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

[・]監査役に関連した質問があった会社は、前回と同じく少数にとどまった(全体で3.3%)。

問 9-4 株主総会における監査役に関連した質問内容(複数回答可) (問 9-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全位	\$	大会	社	大会社	以外	上場	易	非上	場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1 手上貯木項目にのいて	8	6.7	7	6.3	1	20.0	7	6.3	1	14.3
1. 重点監査項目について	(1)	(0.8)	(0)	(0.0)	(1)	(7.7)	(0)	(0.0)	(1)	(5.6)
0 安本 分本にのいて	7	5.9	6	5.4	1	20.0	7	6.3	0	0.0
2. 実査・往査について	(7)	(5.3)	(5)	(4.2)	(2)	(15.4)	(6)	(5.2)	(1)	(5.6)
3. 企業集団の監査、子会社	6	5.0	6	5.4	0	0.0	4	3.6	2	28.6
の調査について	(6)	(4.5)	(5)	(4.2)	(1)	(7.7)	(5)	(4.3)	(1)	(5.6)
4 野木伊州について	18	15.1	17	15.2	1	20.0	18	16.1	0	0.0
4. 監査体制について	(13)	(9.8)	(12)	(10.0)	(1)	(7.7)	(11)	(9.6)	(2)	(11.1)
5. 経営者と監査役との意思	4	3.4	3	2.7	0	0.0	3	2.7	1	14.3
疎通の状況について	(2)	(1.5)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)

	全位	*	大会	社	大会社	以外	上場	易	非上	場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
6. 取締役会への出席につい	13	10.9	12	10.7	1	20.0	13	11.6	0	0.0
て	(13)	(9.8)	(13)	(10.8)	(0)	(0.0)	(13)	(11.3)	(0)	(0.0)
7. 会計監査人の監査結果に	4	3.4	4	3.6	0	0.0	4	3.6	0	0.0
ついて	(5)	(3.8)	(5)	(4.2)	(0)	(0.0)	(5)	(4.3)	(0)	(0.0)
8. 会計監査人の独立性につ	2	1.7	2	1.8	0	0.0	2	1.8	0	0.0
いて	(1)	(0.8)	(1)	(0.8)	(0)	(0.0)	(1)	(0.9)	(0)	(0.0)
9. 会計監査人との連携につ	1	0.8	1	0.9	0	0.0	1	0.9	0	0.0
いて	(1)	(0.8)	(1)	(0.8)	(0)	(0.0)	(1)	(0.9)	(0)	(0.0)
10. 監査役会の運営・議題に	2	1.7	2	1.8	0	0.0	2	1.8	0	0.0
ついて	(2)	(1.5)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)
11. 社外監査役の独立性に	6	5.0	6	5.4	0	0.0	5	4.5	1	14.3
ついて	(6)	(4.5)	(6)	(5.0)	(0)	(0.0)	(6)	(5.2)	(0)	(0.0)
12. 社外監査役の役割や意	4	3.4	4	3.6	0	0.0	4	3.6	0	0.0
思疎通の状況等について	(2)	(1.5)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)
13. 監査役の任期(含む重	17	14.3	17	15.2	0	0.0	16	14.3	1	14.3
任、期中辞任)・員数・兼任 状況について	(9)	(6.8)	(7)	(5.8)	(2)	(15.4)	(9)	(7.8)	(0)	(0.0)
14. 補欠監査役の選任につ	6	5.0	6	5.4	0	0.0	6	5.4	0	0.0
いて	(2)	(1.5)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)
15. 監査役の監査結果につ	8	6.7	8	7.1	0	0.0	8	7.1	0	0.0
いて	(12)	(9.0)	(10)	(8.3)	(2)	(15.4)	(8)	(7.0)	(4)	(22.2)
16. 監査役の財務・会計に関	2	1.7	1	0.9	0	0.0	1	0.9	1	14.3
する知見について	(2)	(1.5)	(2)	(1.7)	(0)	(0.0)	(1)	(0.9)	(1)	(5.6)
10 (U. E. +U. EU) > -	7	5.9	7	6.3	0	0.0	7	6.3	0	0.0
17. 役員報酬について	(7)	(5.3)	(4)	(3.3)	(3)	(23.1)	(2)	(1.7)	(5)	(27.8)
18. 監査役会監査報告の記	10	8.4	7	6.3	1	20.0	7	6.3	3	42.9
載内容について	(12)	(9.0)	(10)	(8.3)	(2)	(15.4)	(8)	(7.0)	(4)	(22.2)
10 20/4	40	33.6	39	34.8	1	20.0	40	35.7	0	0.0
19. その他	(69)	(51.9)	(63)	(52.5)	(6)	(46.2)	(62)	(53.9)	(7)	(38.9)
Protect I No	119		112		5		112		7	
回答社数	(133)		(120)		(13)		(115)		(18)	
- [10 その他」を除くレ [<i>1</i>	E/	_ \	- 38 A //	1= 10/		(= 0 10 1		1 10 4	井でけら 5	

- •「19.その他」を除くと、「4.監査体制について」が全体で 15.1%と最も多く(5.3 ポイント増加)、上場会社では 6.5 ポイント増加し 16.1%である。
- ・次に「13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について」が全体で14.3%(7.5 ポイント増加)あった。
- ・前回調査でほとんど見られなかった「1. 重点監査項目について」が全体で 6.7%(5.9 ポイント増)、大会社及び上場会社では 6.3 ポイント増加した。他方、前回調査で比較的多数であった「15. 監査役の監査結果について」が全体で 6.7%(2.3 ポイント減少)、「18.監査役会監査報告の記載内容について」も全体で 8.4%(0.6 ポイント減少)と減少した。
- ・大会社及び上場会社では「17. 役員報酬について」が増加し6.3%となった(大会社3ポイント増、上場会社4.6ポイント増)。

問 9-5 株主総会における監査役に関する質問への回答 監査役が質問に回答したか。(問 9-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会社	Ł	大会社」	以外	上場	,	非上地	旦勿
	回答数(社)	%								
1. 監査役が回答した	71	59.7	66	58.9	4	80.0	67	59.8	4	57.1
1. 監査仅が凹合した	(88)	(66.2)	(79)	(65.8)	(9)	(69.2)	(73)	(63.5)	(15)	(83.3)
2. 監査役は回答しなかっ	48	40.3	46	41.1	1	20.0	45	40.2	3	42.9
た	(45)	(33.8)	(41)	(34.2)	(4)	(30.8)	(42)	(36.5)	(3)	(16.7)
1 7 7 4 1 W	119		112		5		112		7	
回答社数	(133)		(120)		(13)		(115)		(18)	

^{・「1.}監査役が回答した」が全体で59.7%と6割近くを占めた。

Ⅲ 監査役(会)の日常監査について

問 10 取締役会における発言状況等

問 10-1 取締役会における監査役の発言状況(複数回答可)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言して	575	15.9	471	16.1	102	15.6	336	17.4	239	14.3
いる	(613)	(16.7)	(513)	(17.1)	(96)	(15.0)	(360)	(18.2)	(253)	(14.9)
2. 議長からの求めがなくても、必要	3,090	85.7	2,532	86.6	533	81.4	1,796	93.1	1,294	77.2
があれば発言している	(3,153)	(85.7)	(2,600)	(86.4)	(532)	(83.0)	(1,845)	(93.2)	(1,308)	(77.1)
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れて	878	24.3	705	24.1	166	25.3	351	18.2	527	31.4
いるため、取締役会においてはあ まり発言する必要がない	(911)	(24.8)	(722)	(24.0)	(178)	(27.8)	(353)	(17.8)	(558)	(32.9)
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れて	21	0.6	12	0.4	9	1.4	3	0.2	18	1.1
いるわけでもなく、取締役会にお いてもほとんど発言していない	(26)	(0.7)	(16)	(0.5)	(9)	(1.4)	(6)	(0.3)	(20)	(1.2)
11	38	1.1	30	1.0	7	1.1	11	0.6	27	1.6
5. その他	(32)	(0.9)	(22)	(0.7)	(9)	(1.4)	(9)	(0.5)	(23)	(1.4)
[]	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

[・]全体の 8 割以上(85.7%)の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、取締役会において必要とあれば十分発言していることがわかる。

^{・「4.}代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」はほとんどなかった(0.6%)。

問 10-2 取締役会における監査役の発言の内容(複数回答可)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 法令・定款への遵守性	2,996	83.1	2,412	82.5	561	85.6	1,621	84.0	1,375	82.0
	(3,082)	(83.8)	(2,531)	(84.1)	(527)	(82.2)	(1,682)	(84.9)	(1,400)	(82.5)
2. 経営判断原則の履行 の充分性	2,131	59.1	1,766	60.4	346	52.8	1,241	64.3	890	53.1
	(2,212)	(60.2)	(1,828)	(60.8)	(367)	(57.3)	(1,301)	(65.7)	(911)	(53.7)
3. 会社に及ぼすリスクや 損害の程度(リスク管理 の視点)	3,139	87.0	2,563	87.6	556	84.9	1,719	89.1	1,420	84.7
	(3,176)	(86.4)	(2,616)	(87.0)	(541)	(84.4)	(1,744)	(88.1)	(1,432)	(84.4)
4. 過去の類似案件にお ける対応、それとの差 異	607	16.8	520	17.8	81	12.4	348	18.0	259	15.4
	(626)	(17.0)	(516)	(17.2)	(104)	(16.2)	(350)	(17.7)	(276)	(16.3)
5. 同業他社における対 応、それとの差異	401	11.1	353	12.1	42	6.4	246	12.7	155	9.2
	(423)	(11.5)	(360)	(12.0)	(57)	(8.9)	(259)	(13.1)	(164)	(9.7)
6. 業務執行の当・不当を質す観点	1,432	39.7	1,126	38.5	297	45.3	784	40.6	648	38.6
	(1,540)	(41.9)	(1,235)	(41.1)	(291)	(45.4)	(872)	(44.0)	(668)	(39.4)
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,411	39.1	1,113	38.1	290	44.3	757	39.2	654	39.0
	(1,491)	(40.5)	(1,176)	(39.1)	(303)	(47.3)	(822)	(41.5)	(669)	(39.4)
8. 経営上のリスクテイクを 促す観点	1,372	38.0	1,114	38.1	248	37.9	779	40.4	593	35.4
	(1,405)	(38.2)	(1,144)	(38.0)	(250)	(39.0)	(803)	(40.6)	(602)	(35.5)
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	1,204	33.4	1,046	35.8	154	23.5	873	45.2	331	19.7
	(1,284)	(34.9)	(1,104)	(36.7)	(174)	(27.1)	(911)	(46.0)	(373)	(22.0)
10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	655	18.2	572	19.6	76	11.6	456	23.6	199	11.9
	(720)	(19.6)	(616)	(20.5)	(96)	(15.0)	(480)	(24.2)	(240)	(14.1)
11. その他	219	6.1	183	6.3	29	4.4	121	6.3	98	5.8
	(224)	(6.1)	(180)	(6.0)	(41)	(6.4)	(121)	(6.1)	(103)	(6.1)
回答社数	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

- ・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、8 割以上の会社(全体: 87.0%、大会社: 87.6%、上場会社: 89.1%)で発言されている。次いで「1.法令・定款への遵守性」が8割以上(全体で83.1%)、「2.経営判断原則の履行の充分性」が6割(全体で59.1%、上場会社では64.3%)と多数を占めた。
- ・「6.業務執行の当・不当を質す観点」は全体で 39.7% (2.2 ポイント減少)、「7.予算・収益計画の進捗を質す観点」 は全体で 39.1% (1.4 ポイント減少)、「8.経営上のリスクテイクを促す観点」は全体で 38.0% (0.2 ポイント減少)となり、それぞれ約4割を占めているものの、若干減少した。
- ・上場会社においては、「9. 株主に与える影響、株主利益の視点」が 45.2%、「10. 株主以外のステーク・ホルダー の利益の視点」が 23.6%であり、他の会社形態と比較して多くを占めていた。

問 10-3 取締役会における社外取締役の発言状況(複数回答可)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非」	二場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言している	362	10.0	295	10.1	64	9.8	188	9.7	174	10.4
	(395)	(10.7)	(327)	(10.9)	(64)	(10.0)	(216)	(10.9)	(179)	(10.5)
2. 議長からの求めがなくても、必要	2,166	60.0	1,791	61.2	357	54.5	1,084	56.2	1,082	64.5
があれば発言している	(2,208)	(60.0)	(1,826)	(60.7)	(362)	(56.5)	(1,100)	(55.6)	(1,108)	(65.3)
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れて	160	4.4	128	4.4	30	4.6	43	2.2	117	7.0
いるため、取締役会においてはあ まり発言する必要がない	(165)	(4.5)	(128)	(4.3)	(33)	(5.1)	(49)	(2.5)	(116)	(6.8)
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れて	36	1.0	27	0.9	9	1.4	12	0.6	24	1.4
いるわけでもなく、取締役会にお いてもほとんど発言していない	(31)	(0.8)	(23)	(0.8)	(8)	(1.2)	(13)	(0.7)	(18)	(1.1)
5 7 0 lib	50	1.4	39	1.3	9	1.4	22	1.1	28	1.7
5. その他	(53)	(1.4)	(42)	(1.4)	(9)	(1.4)	(19)	(1.0)	(34)	(2.0)
	1,171	32.5	929	31.8	236	36.0	759	39.3	412	24.6
6. 社外取締役はいない	(1,191)	(32.4)	(968)	(32.2)	(220)	(34.3)	(784)	(39.6)	(407)	(24.0)
回答社数	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
凹合性效	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

[・]最も多いのが「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」であり、全体で 60.0%、さらに「6. 社外取締役はいない」1,171 社を除いて社外取締役がいる会社で計算すると9割近く(88.9%)になる。社外取締役を設置している会社では、社外取締役も取締役会において積極的に発言していることがうかがえる。

問 10-4 取締役会における社外取締役の発言の内容(複数回答可)

	全体		大会社	Ł	大会社以	以外	上場		非上場	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
 1. 法令・定款への遵守性	1,056	29.3	880	30.1	166	25.3	549	28.4	507	30.2
1. 位1 定款 40 进1任	(1,095)	(29.8)	(905)	(30.1)	(177)	(27.6)	(583)	(29.4)	(512)	(30.2)
2. 経営判断原則の履行	1,336	37.0	1,128	38.6	197	30.1	687	35.6	649	38.7
の充分性	(1,355)	(36.9)	(1,130)	(37.6)	(216)	(33.7)	(702)	(35.5)	(653)	(38.5)
3. 会社に及ぼすリスクや 損害の程度(リスク管理	1,843	51.1	1,529	52.3	299	45.6	903	46.8	940	56.1
の視点)	(1,842)	(50.1)	(1,545)	(51.4)	(281)	(43.8)	(911)	(46.0)	(931)	(54.9)
4. 過去の類似案件にお	382	10.6	318	10.9	60	9.2	189	9.8	193	11.5
ける対応、それとの差 異	(391)	(10.6)	(313)	(10.4)	(73)	(11.4)	(188)	(9.5)	(203)	(12.0)
5. 同業他社における対	670	18.6	560	19.1	105	16.0	351	18.2	319	19.0
応、それとの差異	(670)	(18.2)	(557)	(18.5)	(109)	(17.0)	(345)	(17.4)	(325)	(19.2)
6. 業務執行の当・不当を	791	21.9	645	22.1	141	21.5	394	20.4	397	23.7
質す観点	(830)	(22.6)	(686)	(22.8)	(134)	(20.9)	(435)	(22.0)	(395)	(23.3)
7. 予算・収益計画の進捗	1,224	33.9	987	33.7	230	35.1	495	25.6	729	43.5
を質す観点	(1,258)	(34.2)	(1,013)	(33.7)	(233)	(36.3)	(529)	(26.7)	(729)	(43.0)
8. 経営上のリスクテイクを	996	27.6	834	28.5	156	23.8	511	26.5	485	28.9
促す観点	(974)	(26.5)	(808)	(26.9)	(158)	(24.6)	(503)	(25.4)	(471)	(27.8)
9. 株主に与える影響、株	810	22.5	695	23.8	115	17.6	434	22.5	376	22.4
主利益の視点	(843)	(22.9)	(707)	(23.5)	(130)	(20.3)	(427)	(21.6)	(416)	(24.5)
10. 株主以外のステーク・	362	10.0	324	11.1	35	5.3	225	11.7	137	8.2
ホルダーの利益の視点	(378)	(10.3)	(326)	(10.8)	(48)	(7.5)	(237)	(12.0)	(141)	(8.3)
 11. その他	205	5.7		5.8	29	4.4		5.5	98	5.8
11. (1)	(227)	(6.2)	(171)	(5.7)	(51)	(8.0)	(109)	(5.5)	(118)	(7.0)
12. 社外取締役はいない	1,215	33.7		33.0					421	25.1
	(1,245)	(33.9)	(1,012)	(33.6)	(230)	(35.9)	(820)	(41.4)	(425)	(25.0)
回答社数	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
H H 1270	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

- ・監査役と同様に(問 10-2 参照)、「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が最も多くなっており、 全体で 51.1%である(ただし、「12. 社外取締役はいない」1,215 社を除くと 77.0%)。
- ・監査役では8割を超えた「1.法令・定款への遵守性」は全体で29.3%、「12. 社外取締役はいない」を除いて計算しても44.1%となり、5割を切っている。
- ・上場会社では「9.株主に与える影響、株主利益の視点」が 22.5%(「12. 社外取締役はいない」794 社を除くと 38.2%)、「10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」が 11.7%(「12. 社外取締役はいない」を除くと 19.8%)となり、全体と比較するとやや多いものの(「12. 社外取締役はいない」1,215社を除くと、選択肢9は33.9%、 選択肢10は15.1%)、監査役と比較すると少なくなっている(問10-2参照)。

問 10-5 取締役会の決定に対する監査役の意見の影響

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%								
1. 取締役会の決定に影響を与えたこと	876	24.3	699	23.9	169	25.8	565	29.3	311	18.5
がある	(951)	(25.9)	(756)	(25.1)	(189)	(29.5)	(593)	(29.9)	(358)	(21.1)
2. 監査役は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れ	1,025	28.4	826	28.2	192	29.3	446	23.1	579	34.5
ており、改めて取締役会において監 査役が指摘しなければならない事態 は生じていない	(1,008)	(27.4)	(807)	(26.8)	(193)	(30.1)	(437)	(22.1)	(571)	(33.6)
3. 監査役は、必要に応じて取締役会に おいて指摘をしており、その指摘につ	965	26.8	822	28.1	139	21.2	585	30.3	380	22.7
いては真摯に受けとめてもらえるもの の、決定に影響を与えたことはない	(997)	(27.1)	(875)	(29.1)	(114)	(17.8)	(631)	(31.9)	(366)	(21.6)
4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を	13	0.4	9	0.3	3	0.5	7	0.4	6	0.4
真摯に受け止めてもらえない	(16)	(0.4)	(11)	(0.4)	(4)	(0.6)	(9)	(0.5)	(7)	(0.4)
5. 監査役が指摘しなければならないよう	675	18.7	529	18.1	140	21.4	300	15.5	375	22.4
な状況は生じていない	(662)	(18.0)	(523)	(17.4)	(135)	(21.1)	(295)	(14.9)	(367)	(21.6)
a 7 0 h	53	1.5	40	1.4	12	1.8	27	1.4	26	1.6
6. その他	(43)	(1.2)	(36)	(1.2)	(6)	(0.9)	(15)	(0.8)	(28)	(1.6)
<u> </u>	3,607		2,925	-	655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

^{・「1.}取締役会の決定に影響を与えたことがある」会社が全体で24.3%あり、上場会社では約3割(29.3%)に達した。 決定に影響を与えたことがない会社でも十分コミュニケーションが取れている会社や、指摘を真摯に受け止めても らえる会社(選択肢2及び3)は合わせて55.2%あった。

^{•「4.}監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない」は 0.4%とほとんどなかった。

問 10-6 個別事象に対する監査役の対応(複数回答可)

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じた時、監査役はどのような対応を取ったか。

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	上場
	回答数 (社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 当該事象に関する情報の	1,423	39.5	1,154	39.5	256	39.1	801	41.5	622	37.1
収集に努めた	(1,451)	(39.5)	(1,220)	(40.6)	(220)	(34.3)	(819)	(41.4)	(632)	(37.2)
2. 関係する取締役から事情	1,466	40.6	1,183	40.4	269	41.1	827	42.8	639	38.1
を聞いた	(1,540)	(41.9)	(1,282)	(42.6)	(245)	(38.2)	(883)	(44.6)	(657)	(38.7)
3. 関係する取締役に直接指	1,015	28.1	821	28.1	186	28.4	564	29.2	451	26.9
摘・助言を行った	(1,103)	(30.0)	(901)	(30.0)	(193)	(30.1)	(606)	(30.6)	(497)	(29.3)
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報	813	22.5	658	22.5	149	22.7	439	22.7	374	22.3
告・説明をした	(832)	(22.6)	(681)	(22.6)	(149)	(23.2)	(449)	(22.7)	(383)	(22.6)
5. 取締役会、経営会議等で	531	14.7	410	14.0	116	17.7	316	16.4	215	12.8
報告・説明をした	(591)	(16.1)	(465)	(15.5)	(122)	(19.0)	(329)	(16.6)	(262)	(15.4)
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので	228	6.3	176	6.0	47	7.2	122	6.3	106	6.3
特に対応はしなかった	(216)	(5.9)	(177)	(5.9)	(37)	(5.8)	(116)	(5.9)	(100)	(5.9)
7. 上記以外の対応	44	1.2	35	1.2	8	1.2	22	1.1	22	1.3
7. 上記以外V/XI/心	(49)	(1.3)	(42)	(1.4)	(7)	(1.1)	(31)	(1.6)	(18)	(1.1)
8. そのような局面に遭遇する	1,734	48.1	1,428	48.8	297	45.3	910	47.2	824	49.1
ことはなかった	(1,716)	(46.7)	(1,400)	(46.5)	(303)	(47.3)	(898)	(45.4)	(818)	(48.2)
[m] /x/ ½L */-	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

- ・問題が起こった場合の対応としては、「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」(39.5%)及び「2.関係する取締役から事情を聞いた」(40.6%)が約4割あり、このように情報収集に努めるものが多かった。
- •「6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった」は少数(6.3%)であった。
- ・「8. そのような局面に遭遇することはなかった」1,734 社を除くと、「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」は全体で約76.0%、「2.関係する取締役から事情を聞いた」は78.3%、「3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った」は54.2%となった。問題が起こった場合、約8割の監査役が情報収集に努め、また過半数の会社が取締役に対して助言等を行っていることがうかがえる。

問 11 会計監査人の報酬及び選任等の同意プロセス

問 11-1 会計監査人設置会社

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社	Ł	大会社以	以外	上場		非上城	员
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 会計監査人設置会社	3,161	87.6	2,914	99.6	227	34.7	1,922	99.6	1,239	73.9
である	(3,216)	(87.5)	(2,997)	(99.6)	(202)	(31.5)	(1,971)	(99.5)	(1,245)	(73.4)
2. 会計監査人設置会社	446	12.4	11	0.4	428	65.3	8	0.4	438	26.1
ではない	(461)	(12.5)	(11)	(0.4)	(439)	(68.5)	(9)	(0.5)	(452)	(26.6)
1二1 かた カ1. 米ム	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

問 11-2 担当取締役等からの情報提供の有無

監査役が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、担当取締役又は会社担当部署から説明又は情報提供があったか。

	全体		大会社	t	大会社以	以外	上場		非上城	B
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,995	94.7	2,774	95.2	204	89.9	1,848	96.1	1,147	92.6
1. 0, 5/2	(3,037)	(94.4)	(2,841)	(94.8)	(179)	(88.6)	(1,886)	(95.7)	(1,151)	(92.4)
	166	5.3	140	4.8	23	10.1	74	3.9	92	7.4
2. なかった	(179)	(5.6)	(156)	(5.2)	(23)	(11.4)	(85)	(4.3)	(94)	(7.6)
回答社数	3,161		2,914		227		1,922		1,239	
凹合任奴	(3,216)		(2,997)		(202)		(1,971)		(1,245)	

[・]全体では 94.7%、上場会社では 96.1%と 9 割以上の会社において、担当取締役等から事前の情報提供があった。

問 11-3 担当取締役等からの情報提供の時期(複数回答可) (問 11-2 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%								
1. 報酬原案(当初案)が作成される前	325	10.9	294	10.6	31	14.0	200	10.8	125	10.9
の段階	(371)	(12.2)	(342)	(12.0)	(28)	(15.6)	(234)	(12.4)	(137)	(11.9)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、か	895	29.9	826	29.8	69	31.2	535	29.0	360	31.4
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入る前の段階	(903)	(29.7)	(844)	(29.7)	(57)	(31.8)	(554)	(29.4)	(349)	(30.3)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、か	1,019	34.0	938	33.8	81	36.7	686	37.1	333	29.0
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入った段階	(980)	(32.3)	(914)	(32.2)	(59)	(33.0)	(671)	(35.6)	(309)	(26.8)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、か	1,258	42.0	1,186	42.8	72	32.6	805	43.6	453	39.5
つ担当取締役等と会計監査人との 間で報酬額についてほぼ結論が出 された段階	(1,328)	(43.7)	(1,265)	(44.5)	(54)	(30.2)	(856)	(45.4)	(472)	(41.0)
F 65-41 W.	2,995		2,774		221		1,848		1,147	
回答社数	(3,037)		(2,841)		(179)		(1,886)		(1,151)	

- ・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された 段階」が全体で4割を超え(42.0%)、引き続き最も多かったものの、前回調査より1.7 ポイント減少した。
- ・その一方で、「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った 段階」は全体で 34.0%あり(1.7 ポイント増加)、報酬額の折衝においても監査役の関与がなされていることが読み 取れる。
- ・「1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階」は全体で 10.9%、「2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当 取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」は全体で 29.9%あり、これら早期の段階は合計で 40.8%となった。

◎担当取締役からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	社	大会	社以外	上块	·马 勿	非上	:場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前	325	10.9	294	10.6	31	14.0	200	10.8	125	10.9
の段階	(371)	(12.2)	(342)	(12.0)	(28)	(15.6)	(234)	(12.4)	(137)	(11.9)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、か	822	27.4	758	27.3	64	29.0	483	26.1	339	29.6
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入る前の段階	(812)	(26.7)	(758)	(26.7)	(52)	(29.1)	(482)	(25.6)	(330)	(28.7)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との	873	29.1	805	29.0	68	30.8	572	31.0	301	26.2
間で具体的な折衝に入った段階	(824)	(27.1)	(765)	(26.9)	(53)	(29.6)	(550)	(29.2)	(274)	(23.8)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、か つ担当取締役等と会計監査人との	972	32.5	915	33.0	57	25.8	593	32.1	379	33.0
間で報酬額についてほぼ結論が出 された段階	(1,024)	(33.7)	(972)	(34.2)	(45)	(25.1)	(619)	(32.8)	(405)	(35.2)
	3	0.1	2	0.1	1	0.4	0	0.0	3	0.3
選択なし 	(6)	(0.2)	(4)	(0.1)	(1)	(0.6)	(1)	(0.1)	(5)	(0.4)
[c] //c /_	2,995		2,774		221		1,848		1,147	
回答社数	(3,037)		(2,841)		(179)		(1,886)		(1,151)	

- ・担当取締役等からの「最初の」情報提供の時期については、選択肢「3」が全体 29.1%(2.0 ポイント増)、上場 31.0%(1.8 ポイント増)、及び「2」が全体 27.4%(0.7 ポイント増)、上場会社 26.1%(0.5 ポイント増)と若干増加して おり、わずかではあるが、担当取締役等からの情報提供時期の早期化がみられる。
- ・しかしながら、昨年調査よりは若干減少したものの、依然として「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く、全体32.5%(1.2 ポイント減)、上場会社32.1%(0.7 ポイント減)と3割以上になっている。会計監査人の報酬に関して、引き続き監査役のより積極的な関与が望まれる。

問 11-4 会計監査人からの情報提供

監査役が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、会計監査人から説明又は情報提供があったか。

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社	Ł	大会社以	以外	上場		非上块	旦勿
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,046	64.7	1,894	65.0	152	67.0	1,265	65.8	781	63.0
1. めつに	(1,979)	(61.6)	(1,853)	(61.8)	(114)	(56.4)	(1,221)	(62.0)	(758)	(60.9)
0 +24 - +	1,115	35.3	1,020	35.0	75	33.0	657	34.2	458	37.0
2. なかった	(1,236)	(38.4)	(1,143)	(38.2)	(88)	(43.6)	(749)	(38.0)	(487)	(39.1)
	3,161		2,914	_	227		1,922	_	1,239	_
回答社数	(3,215)		(2,996)		(202)		(1,970)		(1,245)	

・会計監査人から情報提供があった会社は、全体で 6 割程度(64.7%)あり、前回調査より 3.1 ポイント増加し、引き続き増加傾向にある。ただし、担当取締役等からの情報提供と比較すると、全体で 30 ポイント少なくなっている(問 11-2 参照)。

問 11-5 会計監査人からの情報提供の時期(複数回答可)

(問 11-4 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%								
1. 報酬原案(当初案)が作成される前	289	14.1	268	14.1	21	13.8	181	14.3	108	13.8
の段階	(306)	(15.5)	(286)	(15.4)	(19)	(16.7)	(187)	(15.3)	(119)	(15.7)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、か	573	28.0	529	27.9	41	27.0	342	27.0	231	29.6
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入る前の段階	(586)	(29.6)	(547)	(29.5)	(38)	(33.3)	(354)	(29.0)	(232)	(30.6)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、か	622	30.4	568	30.0	50	32.9	414	32.7	208	26.6
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入った段階	(556)	(28.1)	(513)	(27.7)	(37)	(32.5)	(375)	(30.7)	(181)	(23.9)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、か	699	34.2	653	34.5	34	22.4	422	33.4	277	35.5
つ担当取締役等と会計監査人との 間で報酬額についてほぼ結論が出 された段階	(670)	(33.9)	(634)	(34.2)	(29)	(25.4)	(418)	(34.2)	(252)	(33.2)
	2,046		1,894		152		1,265		781	
回答社数	(1,979)		(1,853)		(114)		(1,221)		(758)	

- ・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された 段階」が34.2%と最も多かった。
- ・「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」は全体で2.3 ポイント増加し、30.4%と3割に達した。
- ・「1.報酬原案(当初案)が作成される前の段階」は全体で14.1%、「2.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」は全体で28.0%あり、これら早期の段階は合計で42.1%となった。

◎会計監査人からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前	289	14.1	268	14.1	21	13.8	181	14.3	108	13.8
の段階	(306)	(15.5)	(286)	(15.4)	(19)	(16.7)	(187)	(15.3)	(119)	(15.7)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、か	544	26.6	503	26.6	41	27.0	323	25.5	221	28.3
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入る前の段階	(556)	(28.1)	(520)	(28.1)	(35)	(30.7)	(332)	(27.2)	(224)	(29.6)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、か	577	28.2	526	27.8	51	33.6	381	30.1	196	25.1
つ担当取締役等と会計監査人との 間で具体的な折衝に入った段階	(507)	(25.6)	(469)	(25.3)	(33)	(28.9)	(334)	(27.4)	(173)	(22.8)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、か つ担当取締役等と会計監査人との	633	31.0	594	31.4	39	25.7	378	29.9	255	32.7
間で報酬額についてほぼ結論が出 された段階	(605)	(30.6)	(573)	(30.9)	(27)	(23.7)	(365)	(29.9)	(240)	(31.7)
選択なし	3	0.1	3	0.2	0	0.0	2	0.2	1	0.1
送がなし	(5)	(0.3)	(5)	(0.3)	(0)	(0.0)	(3)	(0.2)	(2)	(0.3)
こうがナル米4・	2,046		1,894		152		1,265		781	
回答社数	(1,979)		(1,853)		(114)		(1,221)		(758)	

- ・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、選択肢「1」が全体 14.1% (1.4 ポイント減)、上場 14.3% (1.0 ポイント減)、及び「2」が全体 26.6% (1.5 ポイント減)、上場 25.5% (1.7 ポイント減)と減少している。他方、選択 肢「3」は全体 28.2% (2.6 ポイント増)、上場 30.1% (2.7 ポイント増)、及び「4」は全体 31.0% (0.4 ポイント増)、上場 29.9%と増加しており、わずかながら、会計監査人からの情報提供時期の後退がみられる。
- ・また、依然として「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く約3割(31.0%)を占めており、会計監査人の報酬同意に関し、監査役のより積極的な関与が望まれる。

問 11-6 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 【八畑根】マルキ	925	29.3	848	29.1	72	31.7	571	29.7	354	28.6
1. 十分把握していた 	(957)	(29.8)	(896)	(29.9)	(58)	(28.7)	(604)	(30.7)	(353)	(28.4)
0 より和佐畑根レブルキ	1,948	61.6	1,806	62.0	128	56.4	1,198	62.3	750	60.5
2. ある程度把握していた	(1,924)	(59.8)	(1,792)	(59.8)	(119)	(58.9)	(1,197)	(60.8)	(727)	(58.4)
9 押担はてし八つなっち	193	6.1	175	6.0	17	7.5	108	5.6	85	6.9
3. 把握は不十分であった	(240)	(7.5)	(223)	(7.4)	(17)	(8.4)	(122)	(6.2)	(118)	(9.5)
4. 全く把握していなかった	95	3.0	85	2.9	10	4.4	45	2.3	50	4.0
4. 主人に渡していながった	(94)	(2.9)	(85)	(2.8)	(8)	(4.0)	(47)	(2.4)	(47)	(3.8)
□ 次	3,161	-	2,914		227	-	1,922	-	1,239	
回答社数	(3,215)		(2,996)		(202)		(1,970)		(1,245)	

・全体で「1.十分把握していた」、「2.ある程度把握していた」の合計は 90.9%となり、十分性に差はあるものの、監査 役会は執行部門と会計監査人の折衝状況を把握していたことがうかがえる。

問 11-7 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以	人外	上場		非上城	日 勿
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議	942	29.8	831	28.5	104	45.8	617	32.1	325	26.2
されている	(903)	(28.1)	(811)	(27.1)	(89)	(44.1)	(595)	(30.2)	(308)	(24.7)
2. 報告事項として付議	525	16.6	482	16.5	42	18.5	302	15.7	223	18.0
されている	(495)	(15.4)	(457)	(15.3)	(35)	(17.3)	(296)	(15.0)	(199)	(16.0)
3. 付議されていない	1,694	53.6	1,601	54.9	81	35.7	1,003	52.2	691	55.8
3. 们	(1,817)	(56.5)	(1,728)	(57.7)	(78)	(38.6)	(1,079)	(54.8)	(738)	(59.3)
回答社数	3,161		2,914	-	227		1,922		1,239	
凹合江郊	(3,215)		(2,996)		(202)		(1,970)		(1,245)	

^{•「3.}付議されていない」会社が全体で 53.6%と過半数を占めているものの、2.9 ポイント減少している。他方、「1. 決議事項として付議されている」が 1.7 ポイント増加し、29.8%と約3割に達している。

問 11-8 会計監査人の選任又は再任

	全体		大会社	Ł	大会社以	以外	上場		非上地	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 入地エキに起げした	104	3.3	84	2.9	19	8.4	59	3.1	45	3.6
1. 今期新たに選任した	(136)	(4.2)	(108)	(3.6)	(27)	(13.4)	(81)	(4.1)	(55)	(4.4)
2. 前期から引き続き同じ 会計監査人を再任し	2,964	93.8	2,745	94.2	200	88.1	1,808	94.1	1,156	93.3
た	(2,958)	(92.0)	(2,775)	(92.6)	(169)	(83.7)	(1,825)	(92.6)	(1,133)	(91.0)
2 7 0 /14	93	2.9	85	2.9	8	3.5	55	2.9	38	3.1
3. その他	(121)	(3.8)	(113)	(3.8)	(6)	(3.0)	(64)	(3.2)	(57)	(4.6)
□ /坎 九 米 _r	3,161	-	2,914	-	227	-	1,922	-	1,239	-
回答社数	(3,215)		(2,996)		(202)		(1,970)		(1,245)	

問 11-9 会計監査人の選任議案の決定プロセス

(問 11-8 で「1. 今期新たに選任した」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非上場	
	回答数(社)	%								
1. 会計監査人の候補者(監査法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
人等)について、監査役(会) が提案した	(6)	(4.4)	(5)	(4.6)	(1)	(3.7)	(5)	(6.2)	(1)	(1.8)
2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者	8	7.7	5	6.0	3	15.8	2	3.4	6	13.3
(監査法人等)を提案し、協 議・調整の上選定した	(21)	(15.4)	(17)	(15.7)	(3)	(11.1)	(11)	(13.6)	(10)	(18.2)
3. 執行部門が会計監査人の候	96	92.3	79	94.0	16	84.2	57	96.6	39	86.7
補者(監査法人等)を選定し、 監査役(会)として同意した	(109)	(80.1)	(86)	(79.6)	(23)	(85.2)	(65)	(80.2)	(44)	(80.0)
	104		84		19		59		45	
回答社数	(136)		(108)		(27)		(81)		(55)	

^{・「1.} 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した」会社はなく、「2. 執行部門と監査役 (会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した」会社も全体で1割以下 にとどまった(7.7%)。前回調査では選択肢1と2は合計で約2割あり、監査役が提案をしている会社は減少した。

問 11-10 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議等

会計監査人の再任に際し、監査役会で審議、もしくは監査役間で協議・確認等を行ったか (問 11-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択した会社のみ回答)。

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社	±	大会社以	以外	上場		非上場	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役会で審議した	1,388	46.8	1,296	47.2	78	39.0	950	52.5	438	37.9
1. 監査収去で金融した	(1,233)	(41.7)	(1,165)	(42.0)	(58)	(34.3)	(836)	(45.8)	(397)	(35.0)
2. 監査役会で審議して いないが、監査役間	917	30.9	836	30.5	77	38.5	494	27.3	423	36.6
の確認を取った	(961)	(32.5)	(891)	(32.1)	(67)	(39.6)	(552)	(30.2)	(409)	(36.1)
3. 監査役会で審議して おらず、また、監査役	659	22.2	613	22.3	45	22.5	364	20.1	295	25.5
間の確認も取っていない	(764)	(25.8)	(719)	(25.9)	(44)	(26.0)	(437)	(23.9)	(327)	(28.9)
回体业粉	2,964		2,745		200		1,808		1,156	
回答社数	(2,958)		(2,775)		(169)		(1,825)		(1,133)	

^{•「1.} 監査役会で審議した」会社が全体で 46.8%(5.1 ポイント増)、上場会社では 52.5%(6.7 ポイント増)と増加した。

・法律では求められていないものの「1.監査役会で審議した」(46.8%)及び「2.監査役会で審議していないが、監査 役間の確認を取った」(30.9%)を合わせると77.7%となり、4 社中3 社の割合で、会計監査人の再任に際し何らか の審議を行っている。

問 11-11 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の同意書

会計監査人の再任に際して、経営執行部から同意依頼書を書面で受領し、監査役会の同意書を書面で提出しているか(問 11-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択した会社のみ回答)。

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非」	二場
	回答数 (社)	%								
1. 同意依頼書を書面で受領し、監査	847	28.6	787	28.7	52	26.0	482	26.7	365	31.6
役会の同意書を書面で提出した	(764)	(25.8)	(722)	(26.0)	(38)	(22.5)	(420)	(23.0)	(344)	(30.4)
2. 書面で同意依頼書を受領してはいないが口頭で同意の依頼を受領	240	8.1	214	7.8	23	11.5	155	8.6	85	7.4
し、監査役会の同意書は書面で提出した	(188)	(6.4)	(177)	(6.4)	(11)	(6.5)	(131)	(7.2)	(57)	(5.0)
3. 書面でも口頭でも同意を依頼され	86	2.9	79	2.9	6	3.0	57	3.2	29	2.5
ていないが、監査役会の同意書を 書面で提出した	(95)	(3.2)	(91)	(3.3)	(3)	(1.8)	(63)	(3.5)	(32)	(2.8)
4. 書面で同意依頼書を受領してはいないが口頭で同意の依頼を受領	912	30.8	829	30.2	81	40.5	566	31.3	346	29.9
し、書面ではないものの監査役会と して同意の旨を口頭で伝えた	(979)	(33.1)	(904)	(32.6)	(71)	(42.0)	(626)	(34.3)	(353)	(31.2)
5. その他	879	29.7	836	30.5	38	19.0	548	30.3	331	28.6
5. その他	(932)	(31.5)	(881)	(31.7)	(46)	(27.2)	(585)	(32.1)	(347)	(30.6)
[] kh + [] W.	2,964	-	2,745		200		1,808		1,156	
回答社数	(2,958)		(2,775)		(169)		(1,825)		(1,133)	

- ・全体で約3割(28.6%)の会社が、会計監査人の再任に当たり、双方間で書面のやり取りを行っている(選択肢1)。 また、前回調査より全体で2.8ポイント増、上場会社では23.0%→26.7%と3.7ポイント増加している。
- ・監査役会の同意を書面で提出している会社(選択肢 1 から 3 の合計)は全体で 39.6%と約 4 割あり、口頭で伝えた会社(選択肢 4)は全体で 30.8%と約3割である。

問 12 財務報告内部統制報告制度への対応

問 12-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体		大会社	±	大会社以	以外	上場		非上城	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 提出会社である	1,982	54.9	1,860	63.6	122	18.6	1,913	99.1	69	4.1
1. 旋田会在である	(2,036)	(55.4)	(1,929)	(64.1)	(106)	(16.5)	(1,972)	(99.6)	(64)	(3.8)
2. 提出会社ではない	1,625	45.1	1,065	36.4	533	81.4	17	0.9	1,608	95.9
2. 提出去社ではない	(1,641)	(44.6)	(1,079)	(35.9)	(535)	(83.5)	(8)	(0.4)	(1,633)	(96.2)
[m] /x/r /- 1, */-	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
回答社数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

問 12-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携(複数回答可)

(問 12-1 で「1. 提出会社である」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	会社	大会社	上以外	上	場	非上場	
	回答数 (社)	%								
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査	1,741	87.8	1,646	88.5	95	77.9	1,686	88.1	55	79.7
人の監査計画について報告・説明を受けた	(1,819)	(89.3)	(1,730)	(89.7)	(88)	(83.0)	(1,771)	(89.8)	(48)	(75.0)
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査	677	34.2	638	34.3	39	32.0	659	34.4	18	26.1
役の監査計画を監査人に説明した	(742)	(36.4)	(707)	(36.7)	(35)	(33.0)	(725)	(36.8)	(17)	(26.6)
3. 四半期に 1 回以上、四半期レビュー報 告聴取時などに監査人から財務報告内	1,360	68.6	1,274	68.5	86	70.5	1,337	69.9	23	33.3
部統制の評価について状況報告を受けた	(1,395)	(68.5)	(1,321)	(68.5)	(74)	(69.8)	(1,376)	(69.8)	(19)	(29.7)
4. 定時株主総会に提出する監査役会監 査報告の作成時点で、監査人から財務	1,257	63.4	1,199	64.5	58	47.5	1,223	63.9	34	49.3
報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の 一部として受領した場合を含む)	(1,197)	(58.8)	(1,145)	(59.4)	(51)	(48.1)	(1,163)	(59.0)	(34)	(53.1)
5. 定時株主総会に提出する監査役会監 査報告の作成時点で、監査人から財務 報告内部統制監査の経過報告を「口頭	508	25.6	475	25.5	33	27.0	494	25.8	14	20.3
で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	(630)	(30.9)	(602)	(31.2)	(28)	(26.4)	(620)	(31.4)	(10)	(15.6)
6. 監査役会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制 監査の結果について報告・説明を受け	561	28.3	529	28.4	32	26.2	543	28.4	18	26.1
生態を表示していて報告である。 た(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	(631)	(31.0)	(600)	(31.1)	(30)	(28.3)	(621)	(31.5)	(10)	(15.6)
	1,982		1,860		122		1,913		69	
回答社数	(2,036)		(1,929)		(106)		(1,972)		(64)	

- ・全体で約 9 割(87.8%)の会社が「1.財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を 受けた」。
- ・また、全体で 7 割近く(68.6%)の会社が「3.四半期に 1 回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた」。
- ・「4.定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した」が63.4%と6割(前回調査より4.6ポイント増加)を占めた。選択肢5の「口頭で受領した」 (全体で25.6%、約5ポイント減少)も含めると、9割近く(89.0%)の会社が経過報告を受けている。

問 13 監査役(会)の監査環境

問 13-1 監査役(会)の監査環境の整備

監査役の監査環境の整備について、代表取締役から十分に理解を得られているか。

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以	以外	上場		非上場	見
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分に理解を得られ	1,762	48.8	1,480	50.6	267	40.8	969	50.2	793	47.3
ている	(1,590)	(43.2)	(1,342)	(44.6)	(236)	(36.8)	(888)	(44.8)	(702)	(41.4)
2. ある程度理解を得ら	1,637	45.4	1,290	44.1	336	51.3	857	44.4	780	46.5
れている	(1,832)	(49.8)	(1,467)	(48.8)	(352)	(54.9)	(962)	(48.6)	(870)	(51.3)
3. あまり理解を得られて	189	5.2	141	4.8	48	7.3	96	5.0	93	5.5
いない	(239)	(6.5)	(187)	(6.2)	(49)	(7.6)	(122)	(6.2)	(117)	(6.9)
4. 全く理解を得られてい	19	0.5	14	0.5	4	0.6	8	0.4	11	0.7
ない	(16)	(0.4)	(12)	(0.4)	(4)	(0.6)	(8)	(0.4)	(8)	(0.5)
回答社数	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
凹合钍数	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

- ・「1.十分に理解を得られている」が全ての会社形態で増加し、全体で 48.8% (5.6 ポイント増)、大会社では 50.6% (6.0 ポイント増)となった。
- •「2. ある程度理解を得られている」(全体で 45.4%)を合わせると、9 割以上(94.2%)の会社で執行部門からの理解を得られている。

問 13-2 監査役への報告体制について

	全体		大会社	Ł	大会社以	以外	上場		非上块	旦 勿
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 体制の構築も運用も	1,837	50.9	1,576	53.9	251	38.3	1,016	52.6	821	49.0
十分になされている	(1,666)	(45.3)	(1,433)	(47.6)	(222)	(34.6)	(947)	(47.8)	(719)	(42.4)
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十	1,343	37.2	1,089	37.2	242	36.9	750	38.9	593	35.4
分とはいえない	(1,473)	(40.1)	(1,229)	(40.9)	(237)	(37.0)	(818)	(41.3)	(655)	(38.6)
3. 体制の構築も運用も	427	11.8	260	8.9	162	24.7	164	8.5	263	15.7
十分とはいえない	(538)	(14.6)	(346)	(11.5)	(182)	(28.4)	(215)	(10.9)	(323)	(19.0)
回答社数	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
四百正然	(3,677)		(3,008)		(641)		(1,980)		(1,697)	

- •「1.体制の構築も運用も十分になされている」が全ての会社形態で増加し、全体で 50.9% (5.6 ポイント増)、大会社では 53.9% (6.3 ポイント増)となった。
- ・「2.体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が全体で 37.2%(2.9 ポイント減少)となり、全ての 会社形態において 4 割未満に減少した。
- ・大会社以外の会社では、「3.体制の構築も運用も十分とはいえない」は 3.7 ポイント減少したものの、依然として 2 割以上(24.7%)あった。

問 14 監査役の報酬

問 14-1 監査役の報酬等の制度(複数回答可)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 月額報酬	6.8	7.4	4.6	0.0	6.1	7.7
(定額基本給+業績連動給) (%)	(7.0)	(7.5)	(4.3)	(7.7)	(6.5)	(7.6)
2. 月額報酬	92.3	91.7	94.7	96.3	93.4	91.0
(定額基本給のみ)(%)	(93.1)	(92.5)	(96.0)	(92.3)	(93.6)	(92.6)
a 常长の士公知序 (0/)	21.9	23.2	16.5	14.8	23.9	19.7
3. 賞与の支給制度(%)	(22.5)	(23.7)	(16.8)	(15.4)	(23.4)	(21.4)
4 温酔財労人の主外判束 (0/)	31.6	32.0	29.3	48.1	24.6	39.8
4. 退職慰労金の支給制度(%)	(35.4)	(35.4)	(34.4)	(57.7)	(28.6)	(43.3)
5. ストック・オプションの支給制	3.0	2.8	4.3	0.0	4.2	1.7
度 (%)	(4.2)	(4.1)	(5.0)	(0.0)	(5.2)	(3.0)
回答社数	3,575	2,905	643	27	1,910	1,665
凹合11数	(3,637)	(2,986)	(625)	(26)	(1,969)	(1,668)

(無回答32社は除いて集計)

問 14-2 監査役への賞与の支給 (問 14-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 監査役への賞与の	79.4	79.1	80.6	100.0	75.9	84.2
支給があった (%)	(70.5)	(68.3)	(84.8)	(100.0)	(62.3)	(81.2)
2. 監査役への賞与の	20.6	20.9	19.4	0.0	24.1	15.8
支給はなかった(%)	(29.5)	(31.7)	(15.2)	(0.0)	(37.7)	(18.8)
回答社数	791	679	108	4	461	330
四合任奴	(818)	(709)	(105)	(4)	(461)	(357)

^{•「1.} 監査役への賞与の支給があった」が全体で8.9 ポイント増加し79.4%となった。支給制度を採用している会社では実際に支給されているケースが多い。

^{・「4.} 退職慰労金の支給制度」がある会社は全体で3.8 ポイント減少し、31.6%になった。

問 14-3 監査役の年額報酬額

(社内常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1 - 900 天田土港 (0/)	0.5	0.5	0.3	4.5	0.1	1.1
1. ~200 万円未満(%)	(0.4)	(0.3)	(1.4)	(0.0)	(0.3)	(0.4)
9 900 天田 - 500 天田 土港(0/)	3.0	2.0	10.4	9.1	2.6	3.8
2. 200 万円~500 万円未満(%)	(1.9)	(1.1)	(9.6)	(4.8)	(2.1)	(1.8)
2 500 天田 - 1 000 天田 七港 (0/)	20.7	17.9	40.9	27.3	17.9	25.6
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	(36.1)	(35.7)	(41.8)	(14.3)	(19.5)	(55.0)
4. 1,000 万円~1,500 万円未満	36.5	36.5	36.7	31.8	30.8	46.7
(%)	(30.6)	(29.7)	(39.1)	(47.6)	(32.2)	(28.9)
5. 1,500 万円~2,000 万円未満	22.8	24.6	10.4	9.1	26.2	16.7
(%)	(17.8)	(19.0)	(6.8)	(9.5)	(24.7)	(9.9)
6. 2,000 万円~3,000 万円未満	12.3	13.8	1.3	18.2	16.4	5.1
(%)	(10.1)	(10.9)	(1.1)	(23.8)	(16.2)	(3.1)
7 2 000 THN I (0/)	4.1	4.7	0.0	0.0	5.9	1.0
7. 3,000 万円以上(%)	(3.0)	(3.3)	(0.3)	(0.0)	(5.0)	(0.8)
A -1 1 1/4 (1)	3,234	2,828	384	22	2,078	1,156
合計人数(人)	(3,940)	(3,553)	(366)	(21)	(2,094)	(1,846)

(社外常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1 - 900 下田土港 (0/)	5.6	5.3	6.9	0.0	4.3	6.8
1. ~200 万円未満(%)	(2.6)	(2.3)	(5.4)	(0.0)	(3.2)	(2.3)
0.000 太田 500 太田 大津 (0/)	9.9	6.0	25.4	10.0	9.0	10.8
2. 200 万円~500 万円未満(%)	(6.7)	(4.8)	(21.1)	(0.0)	(9.6)	(5.1)
2 500 工田 1 000 工田七浩 (0/)	25.6	23.0	35.9	20.0	25.7	25.4
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	(48.8)	(49.9)	(42.1)	(0.0)	(25.6)	(61.8)
4. 1,000 万円~1,500 万円未満	34.0	35.4	27.9	40.0	26.4	41.5
(%)	(25.2)	(24.9)	(26.8)	(50.0)	(29.8)	(22.5)
5. 1,500 万円~2,000 万円未満	16.8	20.0	3.6	20.0	20.7	12.9
(%)	(11.7)	(12.7)	(4.2)	(16.7)	(20.6)	(6.7)
6. 2,000 万円~3,000 万円未満	7.0	8.7	0.4	10.0	11.7	2.3
(%)	(4.6)	(5.1)	(0.4)	(33.3)	(10.4)	(1.4)
7 0 000 THN (0/)	1.2	1.5	0.0	0.0	2.2	0.3
7. 3,000 万円以上(%)	(0.4)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(0.1)
A =1 1 N/2 / 1)	1,384	1,098	276	10	692	692
合計人数(人)	(2,174)	(1,907)	(261)	(6)	(781)	(1,393)

(社内非常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ~200 万円未満(%)	33.6	26.4	46.6	83.9	16.3	56.4
	(30.2)	(25.4)	(31.3)	(81.3)	(15.6)	(52.5)
2. 200 万円~500 万円未満(%)	38.9	41.3	37.0	16.1	47.7	27.2
	(40.1)	(42.0)	(41.8)	(15.6)	(48.0)	(27.9)
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	20.1	22.6	16.4	0.0	27.1	10.8
	(22.5)	(24.5)	(20.9)	(3.1)	(28.7)	(12.8)
4. 1,000 万円~1,500 万円未満 (%)	6.4	8.3	0.0	0.0	7.8	4.6
	(3.7)	(4.2)	(3.0)	(0.0)	(4.4)	(2.8)
5. 1,500 万円~2,000 万円未満 (%)	0.9	1.1	0.0	0.0	1.2	0.5
	(2.6)	(3.1)	(1.5)	(0.0)	(2.9)	(2.2)
6. 2,000 万円~3,000 万円未満 (%)	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.5
	(0.9)	(0.8)	(1.5)	(0.0)	(0.4)	(1.7)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
合計人数(人)	453	349	73	31	258	195
	(454)	(355)	(67)	(32)	(275)	(179)

(社外非常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ~200 万円未満 (%)	37.0	33.7	60.4	75.0	21.0	66.6
	(38.5)	(35.3)	(60.8)	(82.4)	(22.6)	(66.6)
2. 200 万円~500 万円未満(%)	39.9	41.2	31.6	5.0	49.8	21.5
	(39.5)	(40.8)	(31.6)	(3.9)	(49.5)	(21.8)
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	17.7	19.3	5.2	20.0	23.2	7.5
	(17.1)	(18.7)	(4.8)	(13.7)	(22.8)	(7.0)
4. 1,000 万円~1,500 万円未満 (%)	4.5	4.9	1.6	0.0	5.3	3.0
	(4.0)	(4.3)	(2.1)	(0.0)	(4.6)	(3.0)
5. 1,500 万円~2,000 万円未満 (%)	0.6	0.6	0.9	0.0	0.4	0.9
	(0.5)	(0.5)	(0.6)	(0.0)	(0.2)	(1.1)
6. 2,000 万円~3,000 万円未満 (%)	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.2
	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(0.2)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2
	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.2)
合計人数 (人)	5,862	5,148	674	40	3,798	2,064
	(6,003)	(5,287)	(665)	(51)	(3,833)	(2,170)

問 14-4 「常勤」監査役の月額報酬レベル

(社内常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1
	(0.3)	(0.3)	(0.5)	(0.0)	(0.1)	(0.5)
2. 取締役副社長	0.1	0.1	1.0	0.0	0.1	0.2
(執行役員副社長)(%)	(0.1)	(0.1)	(0.5)	(0.0)	(0.1)	(0.1)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.5	0.5	0.5	0.0	0.7	0.4
	(4.8)	(5.2)	(1.2)	(8.0)	(0.5)	(8.6)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	4.8	4.4	9.1	33.3	8.7	2.8
	(9.5)	(9.7)	(6.0)	(32.0)	(7.7)	(11.1)
5. 取締役 (%)	20.4	19.3	35.9	29.2	38.3	11.3
	(32.3)	(32.1)	(35.2)	(20.0)	(41.2)	(24.6)
6. 執行役員 (%)	14.8	14.9	11.7	25.0	31.0	6.6
	(19.1)	(20.0)	(11.2)	(4.0)	(28.7)	(11.0)
7. 部長 (%)	8.5	7.7	20.1	5.9	14.4	5.5
	(11.4)	(10.1)	(25.2)	(0.0)	(14.1)	(9.2)
8. その他 (%)	50.8	53.0	21.5	52.9	6.7	73.1
	(22.3)	(22.5)	(20.2)	(36.0)	(7.8)	(34.9)
合計人数 (人)	6,518	6,076	418	24	2,241	4,277
	(4,653)	(4,208)	(420)	(25)	(2,153)	(2,500)

(無回答 250 社は除いて集計)

(社外常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	0.2	0.1	0.5	0.0	0.0	0.4
	(7.8)	(8.7)	(8.0)	(0.0)	(0.0)	(11.9)
2. 取締役副社長	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4
(執行役員副社長)(%)	(7.2)	(7.9)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(11.0)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.6	0.6	0.5	0.0	0.5	0.6
	(0.3)	(0.3)	(0.8)	(0.0)	(0.3)	(0.3)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	5.5	6.1	2.7	0.0	4.7	6.3
	(3.8)	(3.8)	(2.8)	(15.0)	(4.6)	(3.3)
5. 取締役 (%)	18.8	19.9	13.7	11.8	17.9	19.7
	(13.4)	(13.0)	(14.7)	(45.0)	(19.5)	(10.2)
6. 執行役員(%)	12.5	13.8	5.7	29.4	14.3	10.4
	(8.0)	(8.3)	(5.8)	(5.0)	(13.4)	(5.1)
7. 部長 (%)	13.1	12.1	17.8	5.9	12.6	13.6
	(9.5)	(8.4)	(18.5)	(5.0)	(13.6)	(7.4)
8. その他 (%)	49.3	47.2	59.0	52.9	50.0	48.6
	(50.0)	(49.5)	(54.8)	(30.0)	(48.6)	(50.8)
合計人数 (人)	2,110	1,722	371	17	1,095	1,015
	(3,441)	(3,027)	(394)	(20)	(1,200)	(2,241)

(無回答 250 社は除いて集計)